

# 敦賀市庁舎・消防庁舎 建設基本計画 (素案)

初稿

平成30年3月26日

敦 賀 市

+ 目 次 +

■ 1	目的	1 ~ 4
1-1	基本計画策定の目的	
1-2	基本計画の位置付け	
1-3	基本構想の概要	
1-4	基本構想 今後の検討課題への対応策	
■ 2	策定体制	5 ~ 6
2-1	基本計画の策定体制	
2-2	各種会議の開催状況	
■ 3	新庁舎に導入する機能	7 ~ 33
3-1	防災拠点強化	7 ~ 13
	基本理念 基本的機能 基本的機能の整備方針 整備する機能及び設備 機能配置図	
3-2	市民利便性向上	14 ~ 21
	基本理念 基本的機能 基本的機能の整備方針 整備する機能及び設備 機能配置図	
3-3	ストレスフリー（ユニバーサルデザイン・環境配慮）	22 ~ 31
	基本理念 基本的機能 基本的機能の整備方針 整備する機能及び設備 機能配置図	
3-4	機能的・効率的な庁舎	32 ~ 35
■ 4	事業計画	36 ~ 41
4-1	配置及び敷地計画	
4-2	階の構成	
4-3	各階のゾーニング	
4-4	新庁舎の規模	
4-5	新庁舎の事業費	
4-6	事業スケジュール	
■ 5	基本設計へ引き継ぐ事項	42
5-1	機能における引き継ぎ事項	
5-2	周辺道路計画	
5-3	意匠	
■	資料	~

---

## ■ 1 目的

### 1-1 基本計画策定の目的

この基本計画は、「敦賀市庁舎建設基本構想」及び「消防庁舎（敦賀美方消防組合消防本部及び敦賀消防署）建設基本構想」をもとに、広く市民の意見を反映し、新庁舎に必要な機能等について、基本理念の実現をめざし具体的に定めることを目的としています。

市庁舎建設基本構想に掲げる4つの基本理念は、次のとおりです。

#### ① 市民の安全安心を確保した災害に強い庁舎

新庁舎は、防災拠点として免震及び耐震性能を確保した安全安心な庁舎とします。

#### ② 市民が利用しやすい親しみの持てる開かれた庁舎

新庁舎は、市民サービス提供の拠点として利用しやすい開かれた庁舎とします。

#### ③ 人にやさしい環境にやさしいストレスフリーな庁舎

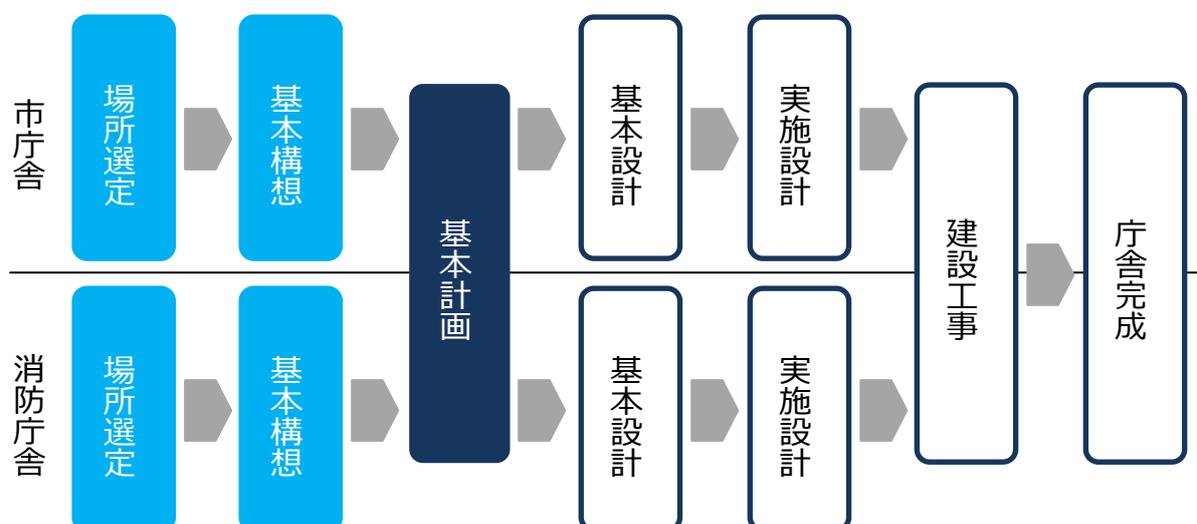
新庁舎は、来庁者に配慮した環境にやさしい、人にも自然にも負荷の少ない庁舎とします。

#### ④ 行政サービス提供のための機能性に優れ柔軟で効率的な庁舎

新庁舎は、将来変化に柔軟に対応しうる汎用性に富んだ庁舎とします。

### 1-2 基本計画の位置付け

「敦賀市庁舎建設基本構想」及び「消防庁舎（敦賀美方消防組合消防本部及び敦賀消防署）建設基本構想」の両構想に基づき策定される「敦賀市庁舎・消防庁舎建設基本計画」は、各基本構想で示された基本的な方針を、それぞれの新庁舎に導入する機能として具現化するとともに、設計段階に移行するうえで必要な諸条件を整理し確定するものです。



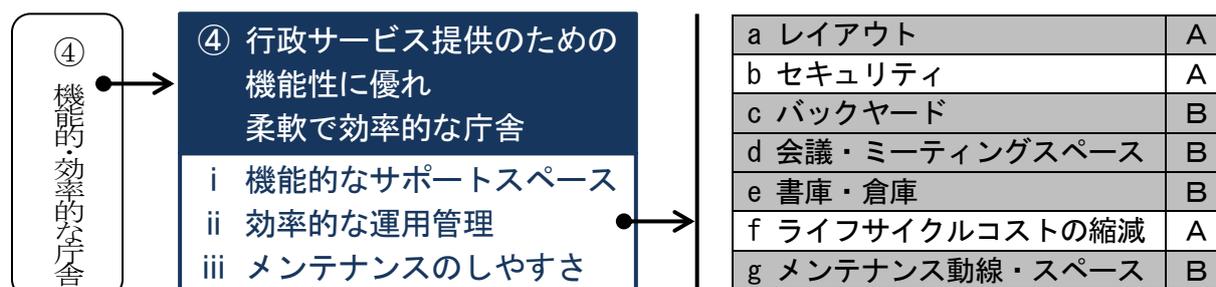
1-3 基本構想の概要

「敦賀市庁舎建設基本構想」及び「消防庁舎（敦賀美方消防組合消防本部及び敦賀消防署）建設基本構想」では、それぞれ、現庁舎の課題や基本理念、基本的機能、位置、概算規模、概算事業費、事業手法、事業工程等についてまとめています。

それらの概要は次のとおりです。

(1) 敦賀市庁舎建設基本構想

課 題	基本理念(上段)	基本的機能(下段)	基本的機能の整備方針	重要度					
① 防災拠点強化	<b>① 市民の安全安心を確保した災害に強い庁舎</b> i 被災時における業務継続 ii 確固たる防災拠点 iii ライフラインの確保 iv 安心確保対策	a 業務継続計画（BCP） b 浸水対策 c 建物構造 d 災害対策本部室 <b>【現有】</b> e 備蓄スペース f 非常用発電装置 g 非常用給排水設備 h 防犯・安全確保対策	A A A C B A A A						
				<b>② 市民が利用しやすい親しみの持てる開かれた庁舎</b> i 市民利便機能と市民活動支援機能 ii 窓口機能と相談機能 iii 高度情報化に適應できる庁舎 iv 議会機能	a 多目的スペース b 飲食スペース c その他利便機能 d 配置 e 総合案内 f ワンストップ窓口 g 相談室 h フリーアクセスフロア i 電子セキュリティ <b>【現有】</b> j 情報の発信・受信 k 議場・傍聴席 l その他諸室	A B B A B A A A C B A B			
							<b>③ 人にやさしい環境にやさしいストレスフリーな庁舎</b> i ユニバーサルデザイン ii 省エネルギー・省資源 iii 十分な駐車場・駐輪場 iv 長寿命化 v シンプルデザイン	a 窓口カウンター b トイレ c キッズスペース・授乳室 d 廊下・エレベーター e 案内サイン f 再生可能エネルギーの活用 g 見える化モニター h 蓄電設備 i 駐車場 j おもいやり駐車スペース k 駐輪場 l バス・タクシーの乗降所 m 充電設備 n 高効率照明や高断熱性能外壁・ガラス等の素材の採用 o 長期耐久性と空間可変性 p 外観・屋根 q 植栽・外構	A A B A A A C A A B B C A A B B
④行政サービス提供のための機能性に優れ柔軟で効率的な庁舎	③人にやさしい・環境にやさしいストレスフリーな庁舎								



\*「基本的機能の整備方針」中、網掛け部については面積算定に該当するものです。

位置 : 現所在地  
 規模 : 概ね10,000m<sup>2</sup>  
 事業費 : 概ね54億円  
 主な財源 : 地方債借入(市町村役場機能緊急保全事業債)  
 事業手法 : 設計・施工分離発注方式(従来方式)  
 事業工程 : 本体建物平成32年度(2020年度)末の完成

## (2) 消防庁舎(敦賀美方消防組合消防本部及び敦賀消防署)建設基本構想

新庁舎に必要な機能

- ① 災害活動拠点機能
  - ア 消防車庫
  - イ 出動体制
  - ウ 広域応援
  - エ 災害備蓄
- ② 訓練活動拠点機能
  - トレーニング室
- ③ 住民啓発拠点機能
  - ア 講習室講堂
  - イ 防災展示コーナー
- ④ その他
  - ア 安全性
  - イ 省エネ性能
  - ウ バックアップ機能
  - エ 消防本部

位置 : 現所在地  
 規模 : 概ね2,200m<sup>2</sup>  
 構造 : 事務所3階、車庫講習室2階 鉄筋コンクリート造  
 事業費 : 907,936千円 附帯工事費及び備品購入等の諸経費含まず。  
 主な財源 : 地方債借入(緊急防災・減債事業債)  
 事業工程 : 平成32年度(2020年度)竣工、移転

\*この基本計画においては、消防庁舎に導入する機能について、「消防庁舎(敦賀美方消防組合消防本部及び敦賀消防署)基本構想」に記載のとおりとします。

1-4 基本構想 今後の検討課題への対応策

重要案件については、「敦賀市庁舎建設基本構想」において今後の検討課題として特記しています。その中で、市庁舎と消防庁舎の建替えが、時期においても場所においても密接に連動することに焦点を合わせ、以下の4点を列記し、基本計画策定の段階においてその対応策を協議しています。また、一部は既に対応策を講じています。

- ・災害対策本部室の位置。①災害対策本部室を新市庁舎に設けるか、②従来どおり防災センター内に設けるかによって、消防本部の整備の方法が異なり、新市庁舎の規模及び事業費が変動する。
  - 現有の災害対策本部室にフィルタリングシステムを導入したうえで、従来どおり利用する。
- ・市庁舎及び消防庁舎の配置。配置によって動線設定が流動的であるが、北側前面道路と東側道路との交差点に安全上の特段の配慮が必要である。
  - 平成29年度（2017年度）において、北側前面道路に右折レーンを整備し、信号待ちの車両の台数減少及び交差点内の通行緩和を図っている。
- ・敷地内の動線設定（完成時及び工事期間中）。安全性に配慮した消防緊急車両の動線設定が必要である（特に北側道路への接続部分）。
  - 完成時においては、敷地内の歩行者、自転車、車両（おもいやり駐車場利用者を含む。）及びコミュニティバスの動線を分ける敷地計画とし、消防緊急車両の出動動線は上記右折レーンの整備と停止禁止部分の設置、さらに、敷地北西交差点に信号機を増設する案をもって対応する。  
 工事期間中の動線は、先行整備する立体駐車場を中心に歩行者及び車両の動線を設定する方向で基本設計の段階で検討する。
- ・工事期間中の不便。新庁舎建設時から旧庁舎解体時までの約4年間、駐車場利用に不便が生じることから、来庁者の最大限の駐車スペースと安全を確保しうるストックヤードの確保が必要である。
  - 来庁者用の駐車場として、敷地南西に立体駐車場を新庁舎建設に先駆けて整備する。建物解体及び駐車場整備が完了した時点で、立体駐車場は公用車駐車場を主な用途として運用する。  
 スtockヤードの確保については、安全確保を前提に基本設計の段階で検討する。

【工事段階図】



■ 2 策定体制

2-1 基本計画の策定体制

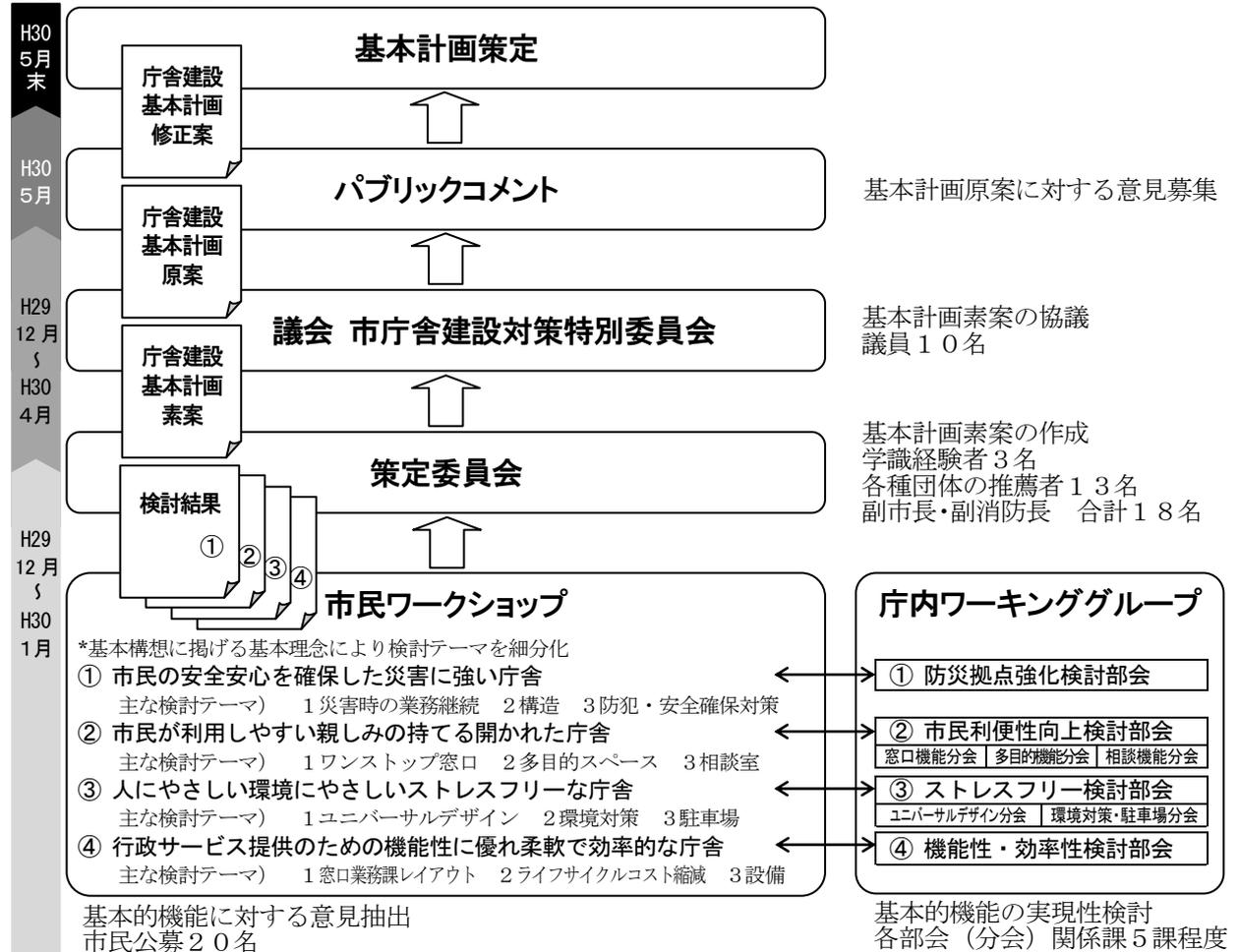
平成32年度（2020年度）末までに、市庁舎と消防庁舎の一体整備を国の財政措置を得て行うためには、建設工事に着手するまでの基本計画や基本設計、実施設計等各事業工程を、市民の意見を取り入れながらどれだけ短縮できるかがポイントとなります。

随所に創意と工夫を織り交ぜて、スピード感をもって各事業工程を進めていくことが求められています。そこで、下図のとおり、「策定委員会」、「市民ワークショップ」、「庁内ワーキンググループ」の3つ会議体を構成し、基本構想に掲げる4つの基本理念の実現に向け、新庁舎に導入すべき機能や設備の検討を行っています。

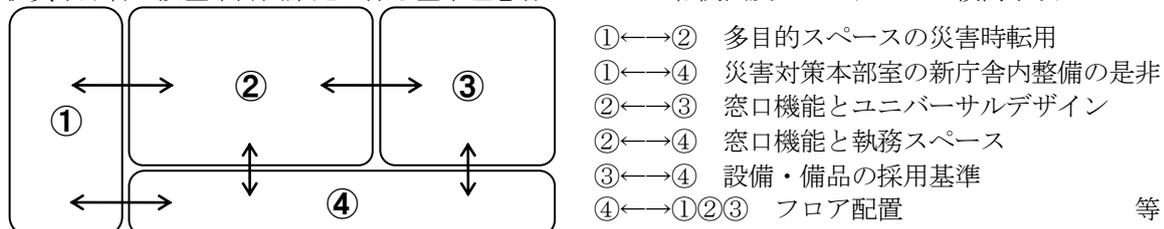
また、これとは別に、将来を担う市内中高生で編成した「学生ワークショップ」から、市民スペースの活用方策について意見を求めています。

新庁舎整備に向けての進捗状況は、市議会「市庁舎建設対策特別委員会」に都度経過報告をし、策定委員会との意見調整を図っています。

敦賀市庁舎建設基本計画策定体制及びフロー



敦賀市庁舎建設基本計画策定に係る基本理念各グループの相関図及びボーダー上の検討事項



2-2 各種会議の開催状況

平成29年12月18日策定委員会と市民ワークショップの合同会議の開催を皮切りに、延べ日数41日、参加者数408人により、新庁舎に導入する機能や設備に関する協議・検討を重ねています。日数参加者数ともH30.3.25現在

(1) 策定委員会

員数：18名

構成：学識経験者3名、各種団の推薦者13名、副市長、副消防長

回数：5回

取扱い議題：

第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
12/18	1/29	2/26	3/26	4/23
・体制、スケジュール説明 ・基本構想説明 ・現庁舎見学	・市民WSの意見 ・庁内WGの検討結果 ・配置計画 ・平面、立面 ・機能整備の方向性	・議会提言 ・機能判定 ・立駐先行整備案 ・バスターミナル整備案	・学生WSの意見 ・機能確定 ・事業費 ・事業工程 ・計画素案	・計画素案

(2) 市民ワークショップ

員数：20名

構成：公募市民

回数：3回（12/18・12/26・1/12）

取扱い議題：基本理念ごとに意見抽出

(3) 庁内ワーキンググループ

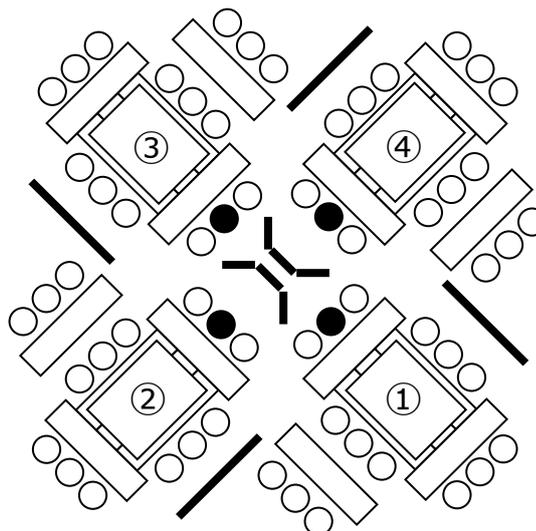
員数：49名

構成：機能関連課

回数：延べ30回（部会・分会単位随時）

取扱い議題：基本理念ごとに機能検討

\*市民ワークショップと庁内ワーキンググループは、12/26と1/12の2回、右の席次表のとおり、4つの基本理念ごとに分かれ新庁舎に導入する機能や設備について、意見交換をしています。



(4) 学生ワークショップ

員数：24名

構成：市内中高生

回数：2回（2/10・3/10）

取扱い議題：市民スペースの活用策

(5) 議会 市庁舎建設対策特別委員会

員数：10名

回数：11回（4/24～4/12）うち基本計画関連4回（12/13・2/14・3/15・4/12）

取扱い議題：立駐先行整備案、免震・耐震併用案、機能判定結果、基本計画素案 等

■ 3 新庁舎に導入する機能

3-1 防災拠点強化

防災拠点強化に係る基本理念、基本的機能及び基本的機能の整備方針は、基本構想をもとに各種会議における協議・検討を重ね、具体的に整備する機能及び設備として確定しています。

これらは、新庁舎建設に向け必要な諸条件として基本設計に反映していきます。

**基本理念：① 市民の安全安心を確保した災害に強い庁舎**

平成28年(2016年)4月発生 of 熊本地震においては、2度の強い揺れにより、耐震補強を施したものの庁舎が損壊し利用できない状況となる等、災害復旧の拠点化や通常業務の継続に支障をきたす事例が確認されています。

一方、国は行政の中核拠点である庁舎が発災時においても有効に機能しなければならないことが再認識されたとして、耐震化が未実施の庁舎建替えを緊急に実施できるよう、「市町村役場機能緊急保全事業」を平成29年(2017年)4月に創設し、市庁舎の防災拠点としての再整備を支援しています。

これまでも、市庁舎、防災センター及び消防組合は、防災拠点として有機的に連携し、迅速対応を行ってきましたが、市庁舎及び消防庁舎の耐震性が低く、大規模地震への災害対応に不安の残る状況が続いていました。

改めて、市民の生命・財産を守るために防災・災害対応拠点としての機能を発揮できる施設であることが求められています。

また、来庁者や職員の安心を確保するための機能の充実を図ります。

新庁舎は、防災拠点として免震及び耐震性能を確保した安全安心な庁舎とし、具体的には、次の基本的機能を設定します。

**基本理念：① 市民の安全安心を確保した災害に強い庁舎**

基本的機能	基本的機能の整備方針
①-i 被災時における業務継続	①-i-a 業務継続計画(BCP)
①-ii 確固たる防災拠点	①-i-b 浸水対策
①-iii ライフラインの確保	①-ii-c 建物構造
①-iv 安心確保対策	①-ii-d 災害対策本部室
	①-iii-e 備蓄スペース
	①-iii-f 非常用発電装置
	①-iii-g 非常用給排水設備
	①-iv-h 防犯・安全確保対策

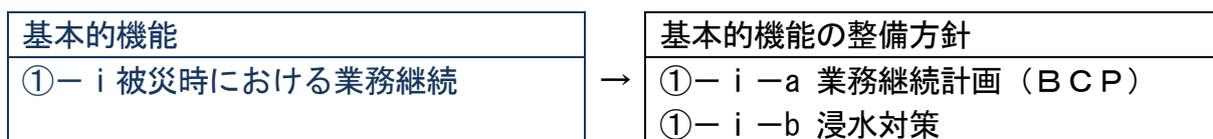
**【基本的機能：①-i 被災時における業務継続】**

平成28年度(2016年度)策定の「業務継続計画(BCP)\*1」を最新の知見を得て更新し、災害復旧の陣頭指揮を執りながら、早急に対応が必要な市民生活に密接な業務を優先的に遂行し、段階的に通常業務を行う体制を保持します。

また、地震発生時において、天井材の落下や、什器等の転倒がないよう、非構造部材等の対策を施します（後述）。短時間での局地的集中豪雨の発生等を考慮し、敷地における雨水排水機能の充実を図るとともに、危機管理主管部署及び設備は浸水の影響を受けることのない階層に配置します。

なお、被災時において業務に支障がないよう個人情報に基づくデータ（紙媒体及び電子媒体）の保全及び管理についても検討します。

\*1業務継続計画（BCP）：Business Continuity Planningの略。災害や事故等の予期せぬ出来事の発生により、限られた経営資源で最低限の事業活動を継続できるようにするために、事前策定する行動計画です。



### ①ー i -a 業務継続計画（BCP）

重要度：A

大規模災害発生時には、市民や帰宅困難者の一時避難等に対応できるよう新庁舎2階講堂を転用して利用できるようにします。また、災害相談窓口や、り災証明書の発行業務等災害によって新たに発生する窓口業務は1階多目的スペースを転用して対応します。

施設管理上必要な電力は、常時電力の3割程度に抑えたいうで非常用発電装置（後述）によって供給し、一時避難者が消費する電力は、自立型水素エネルギー供給システム（後述）によってまかさないです。

救援物資の受入れ場所は、公設卸売市場を想定し、敷地内駐車場は自衛隊・緊急消防援助隊等の受入れスペースに活用します。

平成30年度福井県の実施するドクターヘリ発着場実現可能性調査の結果により、敷地内に専用ヘリポートを追加整備する可能性があります（敷地計画に検討案を図示）。

（参考）

指定避難所：プラザ萬象、市立体育館、学校等一定期間滞在のできる施設 物資配備

緊急避難場所：公園、広場、ショッピングセンター、市の施設等一時的な避難場所

災害ボランティア受付所：敦賀市福祉総合センター等

災害物資受入所：公設卸売市場

防災ヘリ発着所：敦賀市運動公園陸上競技場、松原運動場等

<b>整備する機能及び設備</b>	①ー i -a 業務継続計画（BCP）
1 BCPの更新	
2 講堂における一時避難者の受入れ（2階講堂の転用）	
3 多目的スペースにおける災害起因業務の実施（1階多目的スペースの転用）	
4 救援物資荷捌き場としての機能は整備しない	
5 ドクターヘリ発着場は引き続き検討	

### ①ー i -b 浸水対策

重要度：A

ハザードマップ上、現庁舎敷地は0.5m未満の浸水想定区域となっています。

浸水対策として、ユニバーサルデザインを考慮しつつ0.7m程度の基礎高設定とし、2階以上の階層に通信機器、熱源機器及び非常用機器類等、施設維持に必要な設備・機

材を配置します。

敷地における雨水排水機能を現状程度維持します。

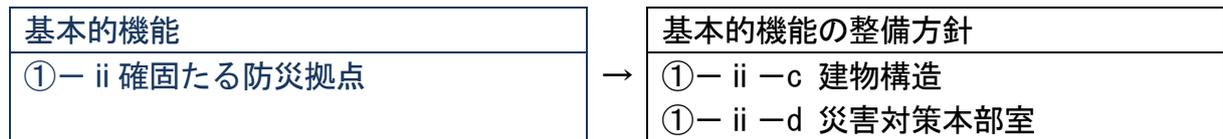
**整備する機能及び設備**

**①-i-b 浸水対策**

- 1 1階床は、ピロティー構造の上に設けずに0.7m程度高上げの上に設ける
- 2 1階部分の配線は、防水加工等有効な浸水対策を施す
- 3 通信設備・熱源機器・非常用機器類等は2階以上に設置
- 4 電気・通信・空調・給排水等の設備は、1階と2階以上とに系統を分離
- 5 雨水排水機能は現状程度

**【基本的機能：①-ii 確固たる防災拠点】**

防災センター及び消防組合と隣接する機能上の防災拠点に加え、耐震性能を有した建物及び設備により確固たる安全性を確保し、地震や風水害、火災等の災害時において、各地区の被災状況を的確に把握し、地域の防災組織や関係機関と連携して速やかに対応できる災害対策本部機能を保持します。



**①-ii-c 建物構造**

**重要度：A**

本庁舎の建物構造は、「官庁施設の総合耐震計画基準\*2」で求められている「構造体 I 類、非構造部材 A 類、建築設備 甲類」を確保します。

また、防災上の機能に着目し、地震発生時に建物内部の被害や職員の初動対応に影響が少ないと考えられる「基礎免震」を基本とした構造とします。



免震装置の例

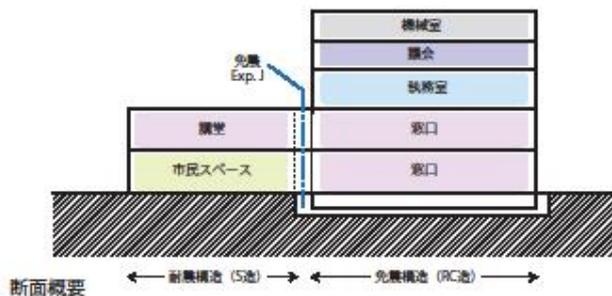
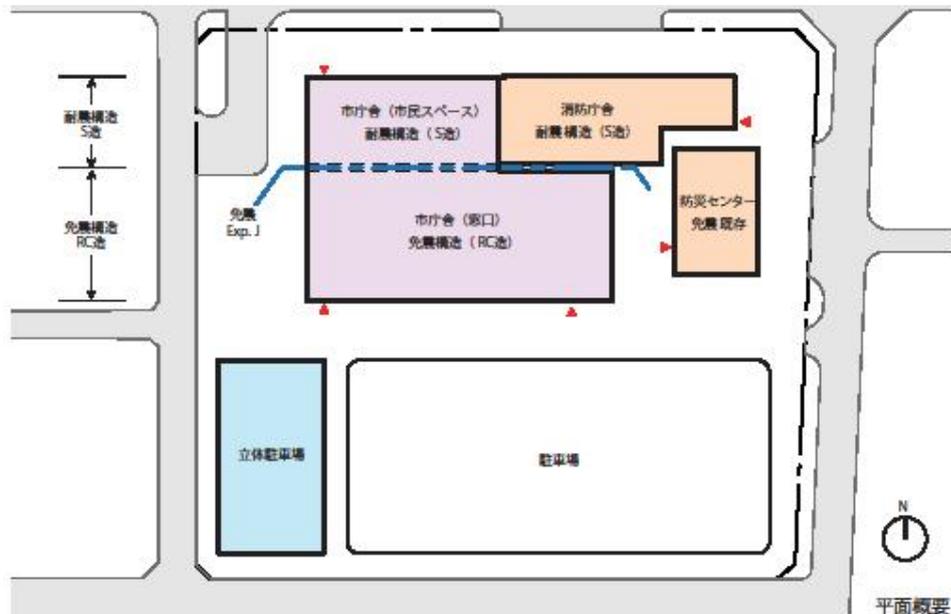
安全性に配慮しながらも建設費及び工期を抑えるために、高層階建物に基礎免震を施し、免震効果の少ないそれ以外の建物（庁舎北側の2階建て部分及び消防庁舎）は耐震構造とします。

地質調査の結果を見極めて、液状化対策として地盤改良を行うかどうかを判断します。

\*2官庁施設の総合耐震計画基準

部位	分類	耐震安全の目標
構造体	I 類	・大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて、十分な機能確保が図られている。
	II 類	・大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。
	III 類	・大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
非構造部材	A 類	・大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理の上で支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B 類	・大地震動により、建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。

建築設備	甲類	・大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	・大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。



免震と耐震の混成構造

整備する機能及び設備

①-ii-c 建物構造

- 1 「構造体 I類、非構造部材 A類、建築設備 甲類」を確保
- 2 高層階部分は基礎免震鉄筋コンクリート造、低層階部分は耐震鉄骨造
- 3 必要に応じ基礎構造液状化対策として地盤改良を行う

①-ii-d 災害対策本部室

【現有】 重要度：C

緊急時に迅速かつ円滑に災害対応が開始できるよう、「災害対策本部室」及び事務局を常設で設置します。災害対策本部室等は、平時にはその他の会議にも活用できるものとし、災害対策本部室等との連携が適切に機能するよう、職員の動線、情報の流れ、関係設備の使用等を考慮して危機管理主管部署を配置します。

防災センター内に、既にこれら機能が集約されていることから、新庁舎建設に係る機能整備は行いませんが、**時機を見て原子力災害の対応力を増長するために、現災害対策本部室にフィルとリングシステムを施します。**

整備する機能及び設備

①-ii-d 災害対策本部室

- 1 新庁舎からの動線の確保・短縮
- 2 エレベーターの停止を想定し、市長・副市長室と災害対策本部室とを同一階化
- 3 現災害対策本部室に原子力防護対策 (室内陽圧換気システム) を施す

**【基本的機能：①－iii ライフラインの確保】**

大規模な地震等の災害時にも防災拠点としての庁舎機能を維持できるように、建物自体の耐震性能に加えて、3日程度の孤立状態が続いた場合にも、自家発電システムや貯水槽の設置、資材・食糧の備蓄等でライフラインを確保します。

また、万々に備え、電気・水の直接外部供給手段の確保及び系統の二重化を図ります。

<p><b>基本的機能</b></p> <p>①－iii ライフラインの確保</p>	→	<p><b>基本的機能の整備方針</b></p> <p>①－iii－e 備蓄スペース ①－iii－f 非常用発電装置 ①－iii－g 非常用給排水設備</p>
--	---	---

**①－iii－e 備蓄スペース 重要度：B**

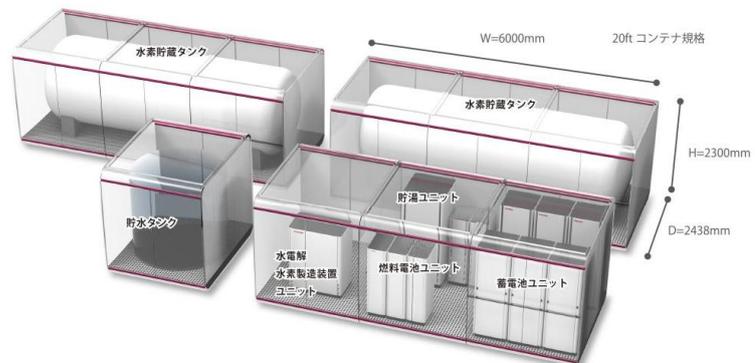
支援活動と行政活動を行う職員のため、最大3日分の食糧と資材を備えておくことのできる備蓄スペースを確保します。

<p><b>整備する機能及び設備</b></p> <p>1 高層階に確保 2 職員数とその参集率を考慮し、300人×3日分の食料、飲料水及び電池等生活必需品を備蓄する。</p>	<p>①－iii－e 備蓄スペース</p>
--	-----------------------

**①－iii－f 非常用発電装置 重要度：A**

消防法に基づく自家発電設備に加え、10日間程度運転可能な非常用発電装置（自立型水素エネルギー供給システム）を設置します。非常用電源等は、浸水の影響を受けないよう高層階に設置します。

回路は、通常回路と非常用回路に分け、早期の仮復旧対策を行えるよう予備の引込み設備を設けます。



<p><b>整備する機能及び設備</b></p> <p>1 発電機の性能：冷却水・ラジエーター併用仕様 <b>168時間</b>連続運転対応 耐震性能試験済みのもの（オイルタンクが地下埋設であれば、浸水・浮力対策を要す。） 2 設置場所：高層階 自立型水素エネルギー供給システムを非常用電源として併用する場合は、建物への過重を避けるために外構盛土のうえ設置（環境PRの一環） 3 回路の分離：通常回線と非常用回線を分ける 4 早期の仮復旧対策：予備の引込み線を設置 取出し考慮</p>	<p>①－iii－f 非常用発電装置</p>
--	------------------------

**①－iii－g 非常用給排水設備 重要度：A**

災害時の生活用水及び飲料水確保のため、飲料水兼用耐震性貯水槽を設置します。雨水よりもメンテナンスに手間とコストのかからない豊富な地下水を、ろ過システムを導入せずに常時はトイレ排水に、非常時はマンホールトイレの流水に用います。

整備する機能及び設備

①-iii-g 非常用給排水設備

- 1 耐震性貯水槽（受水槽）：基礎免震の建物内にステンレス製貯水槽を設置
- 2 雨水貯留槽：設置しない
- 3 地下水ろ過システム：導入しない
- 4 地下水の利用：トイレ排水 非常時マンホールトイレ（立体駐車場に確保 後述）の流水
- 5 直結給水配管：高架水槽を経由して給水するが、1・2階は直結給水できるように給水経路を二重化

【基本的機能：①-iv 安心確保対策】

プライバシーに配慮しながら庁舎内外の見通しをできるだけ確保し、来庁者及び職員の安全を確保します。

見通しの良さに加えて、エレベーターやトイレ等の閉鎖空間においては、体調が悪くなった場合等を想定し、外部への連絡機能を設けます。

基本的機能	→	基本的機能の整備方針
①-iv 安心確保対策		①-iv-h 防犯・安全確保対策

①-iv-h 防犯・安全確保対策

重要度：A

庁舎内や駐車場その他敷地内において、できるだけ死角をつくらないように配慮した平面計画等を検討し、必要な場合は防犯カメラや緊急通報装置等を設置して防犯体制の強化を図り、来庁者や職員の身の安全を確保します。

また、エレベーター内やトイレにおいて、体調が悪くなった場合等を想定し、インターホンや緊急呼び出しボタンを設置し、来庁者や職員の安心を確保します。

整備する機能及び設備

①-iv-h 防犯・安全確保対策

- 1 死角配慮：庁舎内及び駐車場必須
- 2 防犯カメラの設置：エントランス2台 各通用口1台程度
- 3 緊急の呼び出しボタン：エレベーター・個室トイレ必置
- 4 相談室：緊急避難用出口を設置



### 3-2 市民利便性向上

市民利便性向上に係る基本理念、基本的機能及び基本的機能の整備方針は、基本構想をもとに各種会議における協議・検討を重ね、具体的に整備する機能及び設備として確定しています。

これらは、新庁舎建設に向け必要な諸条件として基本設計に反映していきます。

#### 基本理念：② 市民が利用しやすい親しみの持てる開かれた庁舎

市民ニーズは、生活様式の変化や情報通信技術の進展等社会環境に応じ、個々に専門化かつ多様化しています。こうした市民ニーズに個別具体的に即応し、質の高い行政サービスを提供するために、ICT\*3を活用した行政情報システムを構築するとともに、さらに進展が予想される高度情報通信社会に適應できるよう配慮された庁舎とします。

併せてプライバシー保護の観点から、徹底した情報セキュリティの構築と、相談機能の充実を図ります。

市民サービスの向上の観点からは、各種手続きのために訪れる頻度を考慮して、窓口業務を機能的に配置します。従前どおり、総合案内カウンターを設置し、庁内案内や申請書類の記入の仕方等の市民の気軽な求めに対応します。

また、市民活動のスペースを確保し、待合の際に適宜利用が可能なカフェとの兼用とし、憩いの場の提供並びに市民利便機能の充実を図ります。

快適性と利便性を兼ね備えた環境を整備し、誰もが気軽に利用できるホールやギャラリー、打合せのできるスペース等を設け、市民が集い語らう開かれた庁舎を目指します。

親しみやすい庁舎であることが、延いては市民が愛着と誇りを持てる庁舎となると考えます。

新庁舎は、市民サービス提供の拠点として利用しやすい開かれた庁舎とし、議会機能の整備を含め具体的には、次の機能を設定します。

\*3 ICT : Information and Communication Technologyの略。情報通信技術の意。ITが経済分野で使われる情報技術という意味合いに対し、より広義的に、公共施設が用いる場合が多いです。教育、医療、介護、福祉等の公共分野への貢献が期待されています。

#### 基本理念：② 市民が利用しやすい親しみの持てる開かれた庁舎

基本的機能		基本的機能の整備方針
②-i 市民利便機能 と市民活動支援機能	→	②-i-a 多目的スペース
②-ii 窓口機能と相談機能		②-i-b 飲食スペース
②-iii 高度情報化に適應できる庁舎		②-i-c その他利便機能
②-iv 議会機能		②-ii-d 配置
		②-ii-e 総合案内
		②-ii-f ワンストップ窓口
		②-ii-g 相談室
②-iii-j 情報の発信・受信		②-iii-h フリーアクセスフロア
②-iv-k 議場・傍聴席		②-iii-i 電子セキュリティ
②-iv-l その他諸室		

【基本的機能：②－i 市民利便機能と市民活動支援機能】

市民が気軽に立ち寄り、市民活動に寄与できる多目的スペースを設置します。多目的スペースは、ミニコンサートの開催や市民の交流イベント、ギャラリー等の催事等の使用を想定します。

また、待合いや憩いの場として**レストラン**やカフェを設けます。この他、ATMコーナーや自動販売機コーナー、コピーサービス等の設置を検討します。

多目的スペースは、確定申告や選挙の投票所等、臨時的な活用も検討します。

<b>基本的機能</b> ②－i 市民利便機能 と市民活動支援機能	→	<b>基本的機能の整備方針</b> ②－i－a 多目的スペース ②－i－b 飲食スペース ②－i－c その他利便機能
---	---	---

②－i－a 多目的スペース

重要度：A

市民協働のまちづくりを推進するため、市民や市内の団体等が利用できるスペースを設置します。市民ホールや多目的に利用するスペースは、市民が安らげる快適な空間として休憩や懇談ができ、展示やイベント、各種情報発信等に利用できるものとします。一時的に広い空間を必要とする行政事務やイベントにも利用できるようにします。また、災害発生時には、市民や帰宅困難者の一時避難等に対応できるようにします。



多目的スペースの例

整備する機能及び設備	②－i－a 多目的スペース
1 展示会場やイベント会場として利用 例) ミニコンサート 交流イベント ギャラリー (個展) 団体活動発表 談話スペース 自習スペース パブリックビュー会場 物品販売 献血受付 無料弁護士相談会 確定申告 期日前投票所	1階に整備 テーブル・椅子収納
2 待合せや打合せ等に利用	1階に整備 テーブル・椅子常設 カフェとの相乗効果
3 B C Pの運用に際し、2階講堂を一時避難者の受入れ、1階多目的スペースを災害相談窓口、り災証明書発行、災害ボランティア受付等災害起因業務スペースに転用	

②－i－b 飲食スペース

重要度：B

待合いの際に利用したり、市民活動スペースとして利用したり、市民の利便性を考慮した配置とします。



カフェ・食堂の例

<b>整備する機能及び設備</b>	<b>②-i-b 飲食スペース</b>
1 オープンスペースとして1階に飲食スペース（カフェ）を設置 土日解放	
2 <b>上層展望フロアに飲食スペース（食堂、職員利用+市民利用）を設置</b> 原則開庁時	
3 BCPの運用に関し、事業者と災害協定を締結して炊き出しに活用	

**②-i-c その他利便機能** **重要度：B**

観光・イベント情報等を入手するスペースやATMコーナー、自動販売機コーナー、給水器、コピーサービス等は、必要に応じ市民が利用しやすい配置とします。

<b>整備する機能及び設備</b>	<b>②-i-c その他利便機能</b>
1 コンビニエンスストア：1階多目的スペース付近に設置 土日解放	
2 ATM：1階入口付近に設置	
3 コピーサービス：1階多目的スペース付近に設置	
4 切手販売：コンビニ誘致により可能	
5 ポスト：屋外設置 コンビニ誘致により店内設置可能	
6 証明書自動交付サービス：コンビニ交付サービスとして導入 マイナンバーカード	
7 喫煙室：屋外設置	
8 ウォーターサーバー：1階待合い付近に設置 レンタルサーバーの利用を検討	
9 無料Wi-Fi：1階フロアで利用できるよう設置 セキュリティ管理	
10 コンビニ誘致によって、多くの利便機能を享受しうるがこれに限定しない	

**【基本的機能：②-ii 窓口機能と相談機能】**

平成19年度（2008年度）ワンストップフロア推進事業によって、市民課を起点として各種手続きに係る窓口機能を低層階に配置し、また、エントランス付近に総合案内を設置しています。

従前の配置概念のとおり、市民のライフイベントに関する手続きや、福祉や税務関連窓口を集約した機能的な配置とし、移動負担を軽減し利便性を高めます。市民課を中心に関連部署を近接させる等、市民目線による集約連携サービスの実現を目指します。

さらに、一定量まとまりのある複数課にまたがる手続きや簡便な手続きは、ひとつの窓口で完結するワンストップ窓口を整備します。

個人のプライバシー保護の観点から、隣席との一定距離を確保し衝立てを設けた窓口カウンターとします。セキュリティ管理を徹底し、個室相談室を設置して市民の目的に応じて丁寧に対応できるスペースを確保します。

<b>基本的機能</b>	<b>基本的機能の整備方針</b>
②-ii 窓口機能と相談機能	②-ii-d 配置 ②-ii-e 総合案内 ②-ii-f ワンストップ窓口 ②-ii-g 相談室

**②-ii-d 配置** **重要度：A**

庁舎の1階に利用が多い市民窓口を集約して配置します。ワンフロアに集約した各窓口は、書類の受け渡し等で連携を図り、待ち時間の短縮等を行うワンフロア集約連携サ

ービスの実現を目指します。

**整備する機能及び設備**

**②－ii－d 配置**

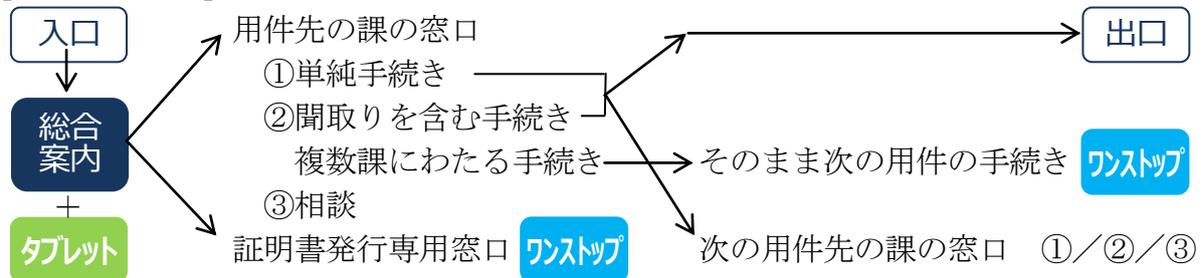
- 1 配置の概念は、組織（部・課）よりも業務の関連性を重視する
- 2 1階は市民課（業務：住民異動）を中心に関連性の高い業務を集約配置
- 3 繁忙期の増設窓口や防災ラジオ受付等の臨時窓口を多目的スペースに展開
- 4 証明書発行専用窓口（ワンストップ窓口）を1階に配置
- 5 市民課待合いと多目的スペースは区分
- 6 高齢者や障がい者の移動を軽減するため、福祉関連窓口を入口付近に配置

**【手続き内容に応じた窓口機能の整理】**

- ①単純手続き→衝立てのあるカウンター 単身／複数 ハイカウンター／ローカウンター
- ②聴き取りを含む手続き／複数課にわたる手続き→半個室…ワンストップ窓口へ展開
- ③プライバシーに関わる相談を含む手続き→完全個室（ワンストップ窓口へ展開）



**【来庁者の動線】**



**②－ii－e 総合案内**

**重要度：B**

庁舎エントランス付近に総合案内を設置し、「案内係」を配置します。案内係は、目的に応じた窓口や手続きへの案内、複数の手続きが必要な場合の手助け、申請書等の記入補助等、窓口で迷うことなく、効率的に用件を済ませることができるようサポートを行うことを目指します。

**整備する機能及び設備**

**②－ii－e 総合案内**

- 1 視認性の高い総合窓口を入口付近に設置 来庁目的を聴取して案内 タブレット対応
- 2 総合案内付近に業務案内端末を5台程度設置 簡易受付 総合案内の混雑緩和
- 3 タブレットや端末の入力情報を用件先の課が共有し効率化  
複数用件の際は、用件先において未済用件を案内、さらには用件先で引き続き次の用件に取り掛かる等ワンストップ窓口へ展開
- 4 総合案内において受付番号を採番し、待合いでボイスコールや画面に番号を表示
- 5 タブレットを用いた多言語対応

②－ii－f ワンストップ窓口

重要度：A

利用の多い証明書を一元化して発行できる「証明書発行専用窓口」を設置します。子育てや高齢者福祉といった利用者の目的に応じた業務の集約化を図ります。

ワンストップ窓口の導入に向けて、執務スペースを確保し周辺機器を整備します。

整備する機能及び設備	②－ii－f ワンストップ窓口
1 証明書発行窓口を1階に設置	例) 住民票 戸籍 印鑑証明 所得証明
2 各管理システムを1台のPCを用いて切替え操作	
3 1枚の申請書によって複数の申請に対応	
4 手数料の支払いは、キャッシュレス化を推進	電子マネーやカード決済

②－ii－g 相談室

重要度：A

プライバシーに配慮した共用の半個室型窓口を設置して生活相談や聞取りを行うとともに、主に相談業務を行う部署を配置する低層階には、共用の完全個室型相談室を十分に確保します。



相談窓口の例

整備する機能及び設備	②－ii－g 相談室
1 広さ：半個室・個室とも1室当たり職員含め2～6人が利用	車いす対応
2 数：半個室 各課の間に2室程度	目が届くようキッズスペースは半個室を改装
個室 1階 2室1組を3組	配置分散
	2階 2室1組を2組 東西に配置
3 設備：半個室	サウンドマスキングスピーカー
個室	隣室への非常出口 外部通報装置 防音 くもりガラス 電話機等
4 環境その他：クリーム色の落ち着いた色調の壁	外の風景 自然光 多言語対応

【基本的機能：②－iii 高度情報化に適応できる庁舎】

情報通信技術の進展に伴うICTを活用するために、電源や配線をフロア構造に格納します。また、防犯上有益なLAN（ローカル・エリア・ネットワーク）を構築し、適正な電子データの保管やサーバの集中管理を行います。

総務省の推進する電子自治体\*4の実現に向けて、パソコンや情報端末を用いて各種情報サービスを受けられる仕組みを構築します。

\*4電子自治体：コンピュータやネットワーク等の情報通信技術（IT）を行政のあらゆる分野に活用し、利用者の事務負担の軽減や利便性の向上、行政事務の簡素化や合理化等を図る取り組みです。

基本的機能	基本的機能の整備方針
②－iii 高度情報化に適応できる庁舎	②－iii－h フリーアクセスフロア ②－iii－i 電子セキュリティ ②－iii－j 情報の発信・受信

②-iii-h フリーアクセスフロア

重要度：A

床下に一定の配線空間を設けたフリーアクセスフロア\*5を導入します。



フリーアクセスフロアのイメージ  
(OAフロアと同意)

\*5フリーアクセスフロア：各種配線を床下に露出させることなく、床下に電力や電話、LANケーブル等を収用できます。配線用の床下空間のあるフロア構造のことです。

整備する機能及び設備

②-iii-h フリーアクセスフロア

- 1 範囲：倉庫やトイレ等を除く全庁の執務空間
- 2 素材：1階 タイル地 2階以上 カーペット地
- 3 留意：1階はコンセントの高さや防水加工等の浸水対策 段差のないフラットな床

②-iii-i 電子セキュリティ

【現有】 重要度：C

庁舎内に配置するサーバ機器やネットワーク機器等については、その適正管理に必要なセキュリティ対策を実施し、管理する室は独立した空調管理及び耐震構造とします。

防災センター内に、既に情報管理課として運用中であることから、新庁舎建設に係る機能整備は行わず、整備方針の提示のみとします。

整備する機能及び設備

②-iii-i 電子セキュリティ

- 1 多重化：防災センターと新庁舎両方から入線経路を確保
- 2 拡張性：光ケーブル等の布設は、将来の拡張性を考慮

②-iii-j 情報の発信・受信

重要度：B

電子申請に対応する各種手続きを検討しその充実を図ります。

また、前述の多目的スペース（②-i-a）、または、その他利便機能（②-i-c）に市政に関する情報や観光・イベント情報、市民の芸術・文化活動、市民団体やNPO等の活動に関する情報を紹介・発信する機能を設けます。

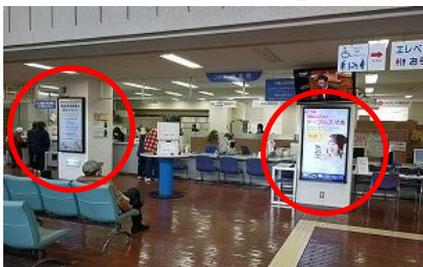
市政や議会に関する情報や公文書のデータベースを閲覧できる環境を整備します。

整備する機能及び設備

②-iii-j 情報の発信・受信

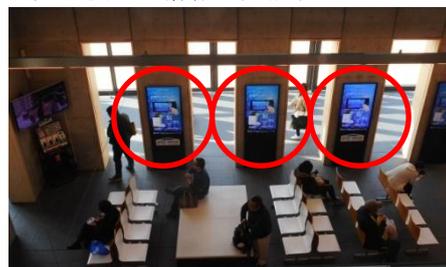
- 1 電子申請の対応業務を拡充
- 2 情報発信は主にデジタルサイネージ\*6を利用 庁内受付用のタブレット・端末含む
- 3 設置場所：待合い 多目的スペース 飲食スペース 等
- 4 道路状況、バス運行状況、河川水位等の各種情報も随時加える
- 5 既存文書管理システムを情報公開用に運用し閲覧できるようにする

\*6デジタルサイネージ：電子的な表示機器（ディスプレイ）を使って情報を発信するシステム



現庁舎内の  
デジタル  
サイネージ  
(市民課前)

オルパーク内  
のデジタル  
サイネージ



**【基本的機能：②－iv 議会機能】**

議会は、議決機関として独立性を確保する一方で、市民が身近に感じられる場としての環境整備が必要です。新庁舎では、適正な広さを有した議場のほか、議会活動に必要な諸室を同一フロアに配置するとともに、ユニバーサルデザイン\*7やセキュリティを考慮した議場や傍聴席等を整備します。なお、議会中継機能は従前のおり保持します。

\*7ユニバーサルデザイン：年齢、性別、身体的な状況、使用言語の違い等に関係なく、すべての人が快適に利用できるような建造物や都市空間、使いやすい製品や生活環境をデザインする考え方です。

<b>基本的機能</b> ②－iv 議会機能	→	<b>基本的機能の整備方針</b> ②－iv－k 議場・傍聴席 ②－iv－l その他諸室
---------------------------	---	--

**②－iv－k 議場・傍聴席 重要度：A**

議場は、議長席・議員席・理事者席は従前のおり対面式（基本型）の配置とします。  
 傍聴席は、車いす用スペースを含めて必要な席数を確保し、ユニバーサルデザインに配慮したアプローチとします。  
 議会中継を行うための放送用設備を従前のおり設置します。

<b>整備する機能及び設備</b>	<b>②－iv－k 議場・傍聴席</b>
1 什器：机は固定式 2 多目的利用：可 議会開会中は不可 3 ユニバーサルデザイン：様々な障がいのある方が議員席や傍聴席を利用する想定 4 傍聴席と報道席は現状どおり上下に区分 5 その他：ITの活用 議員個々の投票ボタンによる評決表示 演台の上下可変	

**②－iv－l その他諸室 重要度：B**

委員会室等は会議の形態、出席人数の変化にも柔軟に対応でき、多目的利用が可能な構造を検討します。  
 議員控室は、会派数や議員数の変化に柔軟に対応できる構造を検討します。

<b>整備する機能及び設備</b>	<b>②－iv－l その他諸室</b>
1 諸室：議長・副議長の執務室 全員協議会室 委員会室3室 議会図書室 控室 2 什器：机やいすは可動式 3 多目的利用：諸室のうち全員協議会室・委員会室3室 可 議会開会中は不可 4 控室の仕様：会派構成の変化に対応	

## 市民利便性向上機能の配置図

### 3-3 ストレスフリー（ユニバーサルデザイン・環境配慮）

ストレスフリーに係る基本理念、基本的機能及び基本的機能の整備方針は、基本構想をもとに各種会議における協議・検討を重ね、具体的に整備する機能及び設備として確定しています。

これらは、新庁舎建設に向け必要な諸条件として基本設計に反映していきます。

#### 基本理念：③ 人にやさしい環境にやさしいストレスフリーな庁舎

市庁舎を訪れるさまざまな方々に利用しやすい環境を整える必要があります。交通手段、国籍、年齢、性別、障がいの有無等、いずれの方にも使いやすく分かりやすい動線や案内サイン、設備や空間形成への細やかな配慮が求められています。

また、地球温暖化防止の観点から、省エネルギー・省資源は行政運営の根幹とすべき考え方です。自然エネルギーを積極的に活用しランニングコストの低減を図る等、環境負荷の抑制と経済効率の高さを追求した庁舎とします。

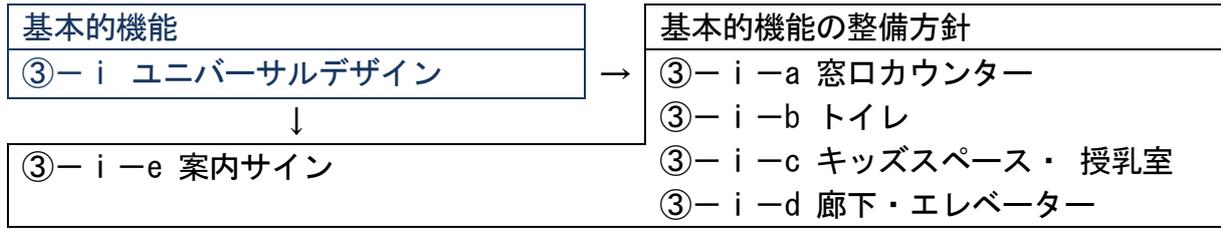
新庁舎は、来庁者に配慮した環境にやさしい、人にも自然にも負荷の少ない庁舎とし、具体的には、以下の基本的機能を設定します。

基本理念：③ 人にやさしい環境にやさしいストレスフリーな庁舎	
基本的機能	基本的機能の整備方針
③-i ユニバーサルデザイン	③-i-a 窓口カウンター
③-ii 省エネルギー・省資源	③-i-b トイレ
③-iii 十分な駐車場・駐輪場	③-i-c キッズスペース・授乳室
③-iv 長寿命化	③-i-d 廊下・エレベーター
③-v シンプルデザイン	③-i-e 案内サイン
	③-ii-f 再生可能エネルギーの活用
	③-ii-g 見える化モニター
③-iii-m 充電設備	③-ii-h 蓄電設備
③-iv-n 高効率照明や高断熱性能外壁・ガラス等の素材の採用	③-iii-i 駐車場
③-iv-o 長期耐久性と空間可変性	③-iii-j おもいやり駐車スペース
③-v-p 外観・屋根	③-iii-k 駐輪場
③-v-q 植栽・外構	③-iii-l バス・タクシーの乗降所

#### 【基本的機能：③-i ユニバーサルデザイン】

窓口カウンターの高さへの配慮や、多目的トイレ、キッズスペース、授乳室の整備等、さまざまな人々の自由な活動を可能にする施設とします。子どもからお年寄り、障がいのある方等の多様なニーズに応えるため、ユニバーサルデザインの概念を取り入れた施設・設備とします。

車いすやベビーカーを利用する来庁者が安全に庁内を移動できるよう、フロアは段差を排除したつくりとします。また、視覚に障がいのある方が、不自由なく移動できるよう点字ブロック等を配置します。十分な広さの通路動線を確保し、明快な空間構成や日本語を読めない方にも配慮した案内表示等を整備し、わかりやすい庁舎とします。

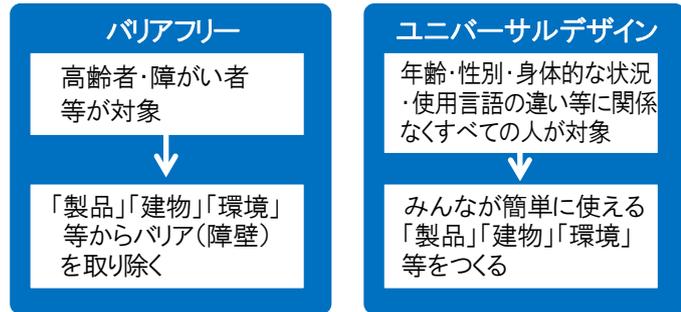


**③-i-a 窓口カウンター** 重要度：A

窓口の来客用カウンターは椅子式とし、来庁者が座って手続き等を行えるよう配慮します。業務内容によって、カウンター席と半個室を使い分けます。

(前述 窓口機能と相談機能)  
 隣席との境界に仕切り用の衝立てを設置することでプライバシーを確保します。

なお、手続き内容や利用者の状況に応じて、車いすのカウンターやハイカウンターを設置します。



**整備する機能及び設備** ③-i-a 窓口カウンター

- 1 仕様：バリアフリー基準に基づいて設置
- 2 プライバシーの確保：カウンターの隣席境界に衝立て設置
- 3 カウンターの形状：凹凸やアイランド形式を用い来庁者の動線の短縮を検討

**③-i-b トイレ** 重要度：A

ユニバーサルデザインの考え方に基づいた誰もが使いやすいトイレを、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律\*8」の「誘導基準」に基づき設置します。

また、「福井県福祉のまちづくり条例（平成8年福井県条例第38号）」の「整備基準」を満たすものとします。

\*8高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律：高齢者、障がい者、妊婦等が、移動や施設を利用する際の利便性や安全性の向上を促進するため、公共交通機関や公共施設のバリアフリー化を推進するため制定された法律です。

**【誘導基準】**

廊下	義務	・廊下幅120cm以上 高齢者等が円滑に利用できるための経路上にあるもの
	誘導基準	・廊下幅180cm以上 車いす使用者の利用上支障とならない部分を除く
エレベーター	義務	・かごの奥行き135cm以上 ・かごの幅140cm以上 高齢者等が円滑に利用できるための経路上にあるもの
	誘導基準	・かごの奥行き135cm以上 ・かごの幅140cm以上 不特定多数の者が利用するすべて160cm以上 不特定多数の者が利用する1以上
車いす用駐車場	義務	・車いす使用者用の駐車施設の設置 1台以上 ・駐車スペースの幅350cm以上
	誘導基準	・車いす使用者用の駐車施設の設置 設置台数の2%以上 ・駐車スペースの幅 350cm以上
多目的トイレ	義務	・車いす使用者用個室トイレ 建物全体で1以上 ・オストメイト対応の個室トイレ 建物全体で1以上
	誘導基準	・車いす使用者用個室トイレ 各階に設置している個室トイレの2%以上 ・オストメイト対応の個室トイレ 各階1以上

**整備する機能及び設備**

**③-i-b トイレ**

- 1 仕様：誘導基準（整備基準）に基づいて設置
- 2 個室トイレ：十分に設置 介添えが動きやすい広さ 和式トイレは1階男女1か所
- 3 多目的トイレ：各階設置
- 4 盲導犬用トイレ：駐車場付近に設置

**③-i-c キッズスペース・授乳室**

**重要度：B**

子ども連れ利用者に配慮し、子育て関連の窓口に併設して、キッズスペース・授乳室（おむつ替えの台含む。）を設置します。

庁舎入口にはベビーカーを設置します。



窓口に直近のキッズスペースの例

**整備する機能及び設備**

**③-i-c キッズスペース・授乳室**

- 1 授乳室・おむつ替えスペースは多目的トイレとは別に整備
- 2 キッズスペースは、目が届きやすいように子育て窓口半個室を改良して整備
- 3 貸出ベビーカーを各年齢用に数種類用意しエントランス付近に常備

**③-i-d 廊下・エレベーター**

**重要度：A**

廊下等の共用部分は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の「誘導基準」に基づいて、幅や機能を確保します。

また、「福井県福祉のまちづくり条例（平成8年福井県条例第38号）」の「整備基準」を満たすものとします。

**整備する機能及び設備**

**③-i-d 廊下・エレベーター**

- 1 仕様：誘導基準（整備基準）を満たした幅や機能を確保 凸凹の床の意匠は避ける
- 2 業務用エレベーター：市民利用と分けてバックヤード側に設置
- 3 点字ブロック：先が丸く躓きにくいもの 弱視の方も認識のしやすい色(クリームイエロー)

**③-i-e 案内サイン**

**重要度：A**

案内サインは、標準化を図るとともに、組織改編にも柔軟に対応できる形式を検討します。

案内板等に採用する色彩について、わかりやすい配色となるよう工夫します。



案内サインの例



床面誘導案内の例

**整備する機能及び設備**

**③-i-e 案内サイン**

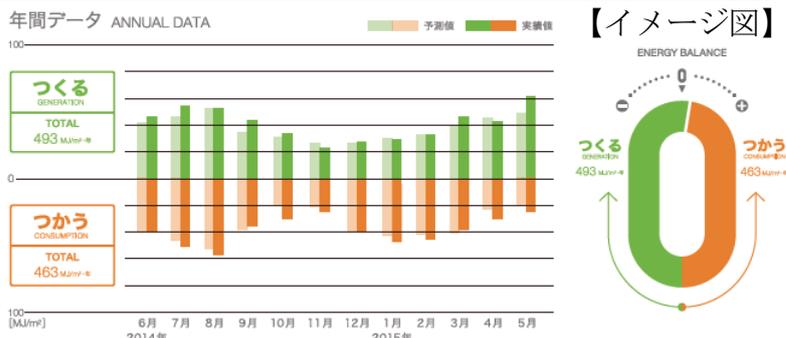
- 1 仕様：サインの標準化 エリアごとの色分け 設置場所ごとの大きさ・高さ
- 2 ピクトグラムを用いた視認性に加え、多言語表記 点字表記



③-ii-g 見える化モニター

重要度：C

再生可能エネルギーを用いて自家発電している電力と、庁舎内で消費している電力の収支をモニター表示することを検討します。環境保全の取り組みの啓発を推進します。



整備する機能及び設備

③-ii-g 見える化モニター

- 1 電力収支モニターをエントランスに1台設置
- 2 電力収支を市HPで確認できるようにする

③-ii-h 蓄電設備

重要度：A

再生可能エネルギーを用いて余剰に発電した電力を、蓄電利用するための設備を設置します。

整備する機能及び設備

③-ii-h 蓄電設備

- 1 自立型水素エネルギー供給システムを用いて、夏場の太陽光発電時の余剰電力を水素として保管しておき、冬場に電力として利用する ピークシフト

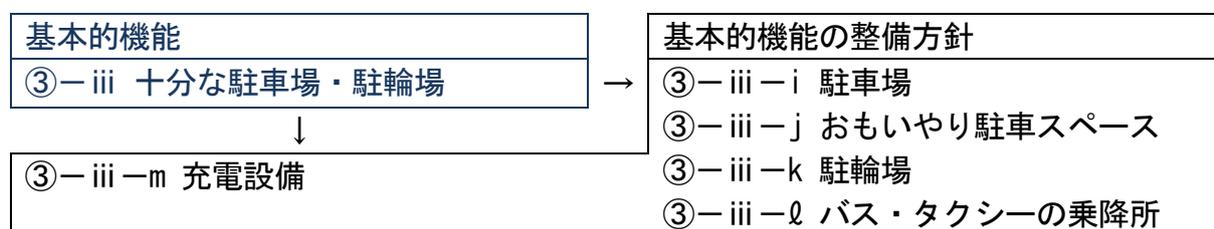
【基本的機能：③-iii 十分な駐車場・駐輪場】

来庁者の主要な交通手段は自家用車であることから、十分な広さの駐車マスと台数を確保します。敷地内の出入口を複数箇所設け、エントランス付近には、乗降者用の車寄せや障がいのある方を含むおもいやり駐車スペースを設置します。また、バス・タクシーの乗降所を敷地内に整備します。

敷地内の歩行者と車のそれぞれの動線を安全性に配慮して設けます。

駐輪場をわかりやすい位置に配置します。

環境負荷の低減に貢献するため、電気自動車充電設備を駐車場内に設置します。



③-iii-i 駐車場

重要度：A

隣接して消防庁舎を整備することから緊急車両の駐車スペースについては、来庁者用駐車場とは分離して配置し、緊急時の活動を損なわないよう配慮します。

敷地入口及び駐車場等から庁舎への動線は、人と車両共にその安全性を確保します。

現庁舎敷地内駐車場台数（287台 公用車含む。）以上を確保します。

工事期間中の来庁者駐車場不足に対応するため、立体駐車場を新庁舎建設に先駆けて

整備します。

整備する機能及び設備

③-iii-i 駐車場

1 動線：

- ①歩行者と車両：来庁舎駐車場から庁舎への歩行者動線に屋根を設け視覚的にも区分
  - ②来庁者の車と公用車：新庁舎整備後に立体駐車場を公用車駐車場として運用
  - ③コミュニティバス：ターミナルを整備（後述）するが、敷地内走行を限定
- 2 土日解放 庁舎内のトイレの使用可 有料化は引き続き検討
- 3 駐車場の増設 立体駐車場を敷地南西に整備 工事期間中の来庁舎駐車場として利用 庁舎整備後は公用車・BCP上の用途を想定（マンホールトイレ）

③-iii-j おもいやり駐車スペース

重要度：A

庁舎入口に近接して、高齢者、車いすを利用している方、妊婦、乳幼児連れの方等が利用できる専用駐車場を16台程度設置します。また、この専用駐車場から庁舎入口までは高低差を設けず、悪天候の日であっても雨や雪にさらされることなく移動が可能となるようアーケード等を設置します。

現庁舎前の状況：  
身障者用駐車場と  
おもいやり駐車場



整備する機能及び設備

③-iii-j おもいやり駐車スペース

- 1 車いす駐車場の台数：4台程度
- 2 おもいやり駐車場の台数：10台程度
- 3 荷物の搬出・搬入用駐車場の台数：2台程度
- 4 おもいやり駐車場と庁舎の高さは等しくする スロープの設置を要しない
- 5 おもいやり駐車場から庁舎入口までは、屋根を設ける

③-iii-k 駐輪場

重要度：B

自転車利用の動向を踏まえ、必要台数を確保した駐輪場を整備します。駐輪場は、自転車を整理して置くことができるよう、設置方法を工夫します。

整備する機能及び設備

③-iii-k 駐輪場

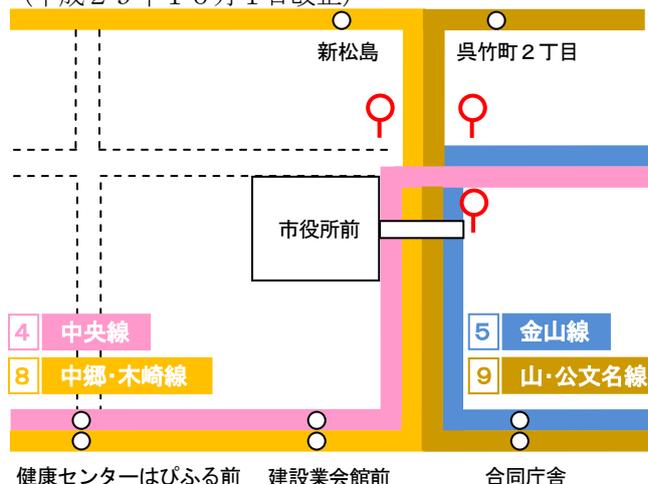
- 1 来庁舎にわかりやすい場所に設置 既設駐輪場を利用することを含め検討
- 2 台数：①自転車：40台程度 ②バイク：25台程度  
③職員駐輪場50台程度設置を検討
- 3 盗難・放置対策：防犯カメラの設置を検討

③-iii-l バス・タクシーの乗降所

重要度：B

バス・タクシー等での来庁者に配慮して、乗降所を庁舎出入口付近に整備します。併せて、庁舎周辺の3つのバス乗降所を、ターミナルとして集約します。  
バスの待合いとして庁舎内を土日解放し、発着情報を提供します。

コミュニティバス路線図及び停留所位置図  
(平成29年10月1日改正)



3つの停留所を集約した敷地計画



整備する機能及び設備

③-iii-l バス・タクシーの乗降所

- 1 市民利便性向上のため周辺に所在する3つのバス停留所を敷地内北西角に集約
- 2 2台同時発着できるターミナルとして庁舎出入口付近に整備
- 3 庁舎の土日解放と合わせ庁舎内に待合いを設置
- 4 コミュニティバス発着情報を提供するモニターを設置
- 5 利用者の乗降に配慮し屋根を設置
- 6 地中熱利用の融雪装置をロータリーに設置
- 7 タクシーの乗降所の位置は、ロータリー又はおもいやり駐車スペース付近

③-iii-m 充電設備

重要度：C

駐車場に、電気自動車の充電用プラグを設置します。

整備する機能及び設備

③-iii-m 充電設備

- 1 台数：少なくとも1台
- 2 位置：おもいやり駐車スペース付近に設置

【基本的機能：③-iv 長寿命化】

環境配慮の観点から、建物の構造体は長期耐久性を確保するとともに、将来変化にも柔軟に対応できる空間可変性を確保し、長寿命性を重視した庁舎とします。

施設照明には長寿命の高効率照明器具を採用することを基本とします。

先進技術の導入にあたっては、国による環境保全に関する基準等を参考に設計段階で費用対効果の検討を行いながら、環境にやさしい経済性にすぐれた庁舎を目指します。

基本的機能

③-iv 長寿命化



基本的機能の整備方針

- ③-iv-n 高効率照明や高断熱性能外壁・ガラス等の素材の採用
- ③-iv-o 長期耐久性と空間可変性

**③-iv-n 高効率照明や高断熱性能外壁・ガラス等の素材の採用** 重要度：B

LED等の効率の良い設備機器や、照明・空調センサー等の制御装置を導入します。  
内部空間や外壁面においては、汚れにくく清掃のしやすい仕上材を採用するとともに、外壁面には汚れを軽減でき、清掃等にも容易に対応できる形式の採用等デザインを含め配慮します。

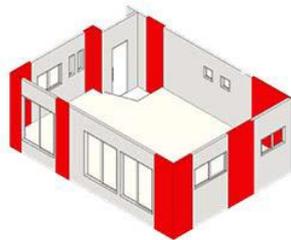
**整備する機能及び設備 ③-iv-n 高効率照明や高断熱性能外壁・ガラス等の素材の採用**

- 1 照明：全LED化
- 2 外壁・仕上材：断熱性 機密性 耐久性 防汚性 メンテナンスのしやすさ
- 3 管理：人感センサーを導入し、照明・空調を中央制御

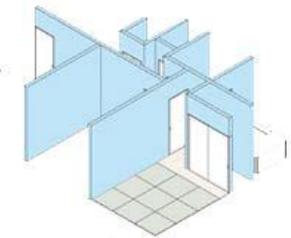
**③-iv-o 長期耐久性と空間可変性** 重要度：A

長寿命の庁舎が実現できる建築構造と材料を選択するとともに、規格品の採用にも留意します。建物の柱・梁・床等の構造躯体（スケルトン）と内装・設備等（インフィル）を分離した工法を採用します。

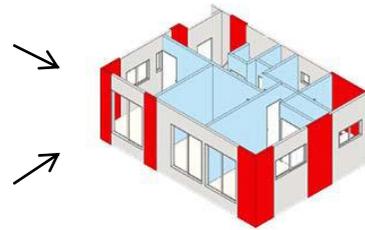
**【イメージ図】**



■スケルトン  
構造・基礎・外壁・屋根等  
→建物の強さなどの基本性能を  
決める部分  
長期間の耐久性を重視



■インフィル  
仕切り壁・設備・内装・仕上げ等  
→ライフスタイルを決める部分  
内装や設備の更新、間取り等のニーズ  
の変化にも柔軟に対応可能



**整備する機能及び設備 ③-iv-o 長期耐久性と空間可変性**

- 1 建築構造（**免震・制震・耐震**）により、適正な柱・梁の材料を選定
- 2 構造躯体と内装・設備等は分離した工法を採用

**【基本的機能：③-v シンプルデザイン】**

建設地の敷地条件や施設規模に応じて建物配置や平面計画の検討を行うとともに、建物ボリュームや外装材のデザイン・屋根形状の工夫を行う等、周辺環境も踏まえた庁舎デザインとします。

新庁舎は、市のシンボルとして庁舎用途にふさわしい外観を目指します。

周辺環境に見合った外構・植栽計画とし、市民の憩いの場となる空間に、四季の風情が感じられる樹木を植栽する等、屋外空間の機能や設置場所を踏まえ、緑による効果や植生を考慮した緑化計画を検討します。

<p>基本的機能</p> <p>③－v シンプルデザイン</p>	→	<p>基本的機能の整備方針</p> <p>③－v－p 外観・屋根</p> <p>③－v－q 植栽・外構</p>
----------------------------------	---	---

**③－v－p 外観・屋根**

**重要度：B**

周辺環境に調和した機能美が現れるシンプルなデザインとし、基本計画段階で具体的に検討します。

<p>整備する機能及び設備</p> <p>1 デザインコンセプト：基本設計の段階で将来世代の思いを取込む</p> <p>2 外観：市庁舎・消防庁舎・防災センターは、デザインの調和を図る</p> <p>3 出入口：バス・おもいやり駐車場・徒歩・車等の利用による動線に配慮 複数設置</p>	<p>③－v－p 外観・屋根</p>
---	--------------------

**③－v－q 植栽・外構**

**重要度：B**

屋外から屋内に至る空間に四季の樹木を用いて、市民の憩いの場を設けます。基本計画段階で具体的に検討します。

<p>整備する機能及び設備</p> <p>1 植栽：基本設計の段階で外構（屋上は検討）を使って整備</p> <p>2 遊具、展望台は整備を要しない</p>	<p>③－v－q 植栽・外構</p>
---	--------------------

ストレスフリー（ユニバーサルデザイン・環境配慮）機能の配置図

### 3-4 機能的・効率的な庁舎

機能的・効率的な庁舎に係る基本理念、基本的機能及び基本的機能の整備方針は、基本構想をもとに各種会議における協議・検討を重ね、具体的に整備する機能及び設備として確定しています。

これらは、新庁舎建設に向け必要な諸条件として基本設計に反映していきます。

#### 基本理念：④ 行政サービス提供のための機能性に優れ柔軟で効率的な庁舎

情報化社会に対応した建物構造や設備と合わせて、事務効率に配慮した機能的な庁舎とします。また、社会情勢や市民ニーズの変化による行政組織や行政サービスの見直し等、将来の変化に対応できる柔軟な機能と空間を確保します。

個人情報保護の観点から、個人情報に係るセキュリティ管理を徹底した執務空間とし、書類やデータの保管においても、情報の取り出しやすさと秘匿性の保持にすぐれた文書管理システムを導入します。

新庁舎は、将来変化に柔軟に対応しうる汎用性に富んだ庁舎とし、具体的には、以下の基本的機能を設定します。

基本理念：④ 行政サービス提供のための機能性に優れ柔軟で効率的な庁舎	
<b>基本的機能</b> ④-i 機能的なサポートスペース ④-ii 効率的な運用管理 ④-iii メンテナンスのしやすさ	→
	<b>基本的機能の整備方針</b> ④-i-a レイアウト ④-i-b セキュリティ ④-i-c バックヤード ④-i-d 会議・ミーティングスペース ④-i-e 書庫・倉庫 ④-ii-f ライフサイクルコストの縮減 ④-iii-g メンテナンス動線・スペース

#### 【基本的機能：④-i 機能的なサポートスペース】

市民をサポートするための執務スペースは、社会情勢や市民ニーズの変化に迅速かつ的確に対応するため、機能性に優れ柔軟に対応しうるオープンフロアを基本とします。

市民の重要な個人データをはじめ、さまざまな文書管理や保護が可能で、情報化社会に対応した機能を備えた執務空間とします。

会議室は、可動間仕切りを用いて効率のよい空間形成ができるよう工夫します。

<b>基本的機能</b> ④-i 機能的なサポートスペース	→	<b>基本的機能の整備方針</b> ④-i-a レイアウト ④-i-b セキュリティ ④-i-c バックヤード ④-i-d 会議・ミーティングスペース
↓		
④-i-e 書庫・倉庫		

④-i-a レイアウト

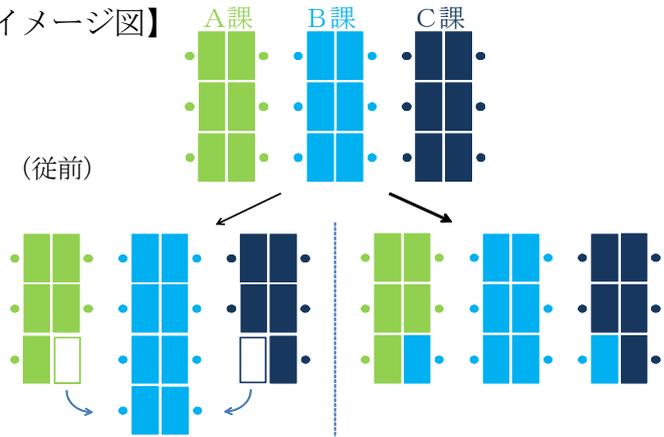
重要度：A

執務スペースは、各課の業務特性（相談スペース・作業室）や、業務上のつながりに配慮した配置や、業務に必要なフロアスペースの確保、円滑なコミュニケーションが図れるレイアウトを採用します。

具体的には、各課の間に間仕切りは設けず、机やイス、什器類等の大きさを揃え、配置と執務室のレイアウトを統一します。異動に伴う経費削減効果が高く、柔軟に対応できるユニバーサルレイアウト\*10方式を採用します。

窓口対応が多い課は、一定の奥行と職員が動きやすい通路を確保し、パソコン等OA端末の設置位置を考慮した来庁者対応のしやすい執務空間とします。

【イメージ図】



\*10ユニバーサルレイアウト：「人」「書類」の移動のみで対応可能な執務スペースのことです。

整備する機能及び設備

④-i-a レイアウト

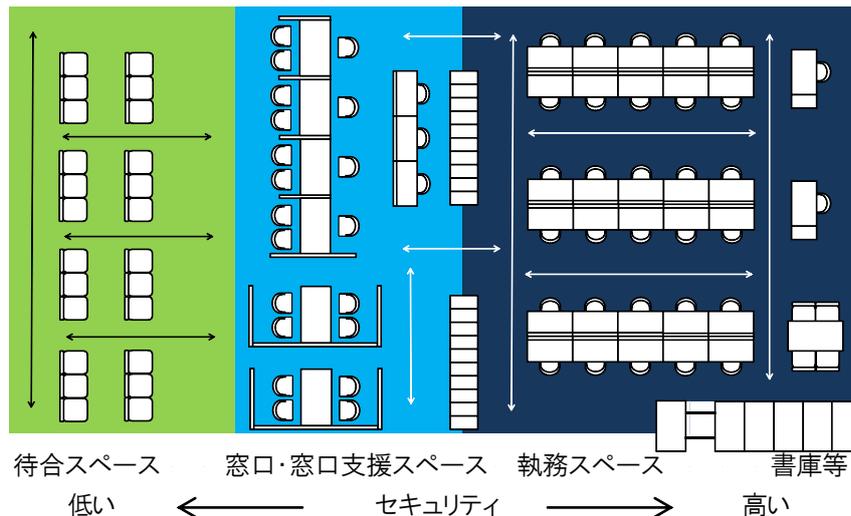
- 1 ユニバーサルレイアウトの採用
- 2 バリアフリー基準に基づいたレイアウト
- 3 その他：コピー機の共同利用 消耗品の共同保管庫 部長室の廃止

④-i-b セキュリティ

重要度：A

通路等の共有スペースと執務スペースを明確に区分することでセキュリティを高め、業務や行政サービスに応じて、カウンターの形状を工夫します。窓口カウンターからは執務スペースの個人情報に触れられない配置とします。

【イメージ図】



整備する機能及び設備

④-i-b セキュリティ

- 1 共有スペース・執務スペース・文書保管スペースを明確に区分 ICカード施錠
- 2 土日解放を踏まえ防犯・防火対策としてシャッターを設置
- 3 防犯カメラを設置（エントランス2台・各通用口1台程度）
- 4 必要に応じ耐火書庫を設置

④－i－c バックヤード

重要度：B

職員の休憩スペースや更衣室等を、「労働安全衛生法」に基づきバックヤードとして設置します。窓口対応が多い課については、執務室以外で昼食を取ることができるよう配慮します。

災害応急対策活動時等のため、職員用の仮眠室、休養室及びシャワー室を設置します。

整備する機能及び設備

④－i－c バックヤード

- 1 来庁者動線と明確に区分
- 2 給湯室・休憩室・更衣室等を集約
- 3 仮眠室・夜間待機場所・シャワー室を設置

④－i－d 会議・ミーティングスペース

重要度：B

執務空間には、日常的に打合せができるスペースを確保します。

会議室は、利用人数やフロア構成に合わせて部屋数や必要な面積を適正配置するとともに、会議形態、利用人数に合わせて柔軟に利用できるように大会議室には椅子やテーブル等の備品を収納するスペースを確保し、可動間仕切り等を導入します。

効果的な会議の運営のため、各会議室のインターネット環境、スクリーン、電子ホワイトボード、資料閲覧用タブレット等、会議室のICT化を推進します。

整備する機能及び設備

④－i－d 会議・ミーティングスペース

- 1 ミーティングスペースは、課ごとに設置
- 2 講堂や会議室には可動間仕切りを設置
- 3 セキュリティを確保した会議室・作業スペースを設置
- 4 会議のICT化を推進 省紙・省スペース・事務効率の向上を目指し環境整備

④－i－e 書庫・倉庫

重要度：B

文書の電子化の推進や電子決裁の導入等により文書保管量のスリム化を検討し、書庫スペースの効率化を図ります。

書庫スペースとして、法令等に基づく保管文書等については、保存年限に応じた専用の保管スペースを適切に確保します。

整備する機能及び設備

④－i－e 書庫・倉庫

- 1 文書管理ルール・システムの見直し 保管コストを意識
- 2 法令等に基づく保管文書は、専用保管スペースを設置
- 3 機材等を収納する倉庫の設置 機材の統一

【基本的機能：④－ii 効率的な運用管理】

省エネルギーや自然エネルギーの活用等を考慮し、維持・管理・運営がしやすく、ライフサイクルコスト\*11を抑えた経済性に優れた庁舎とします。

\*11ライフサイクルコスト：建物を企画・設計・建築し、その建物を維持管理して、最後に解体・廃棄するまでの、建物の全生涯に要する費用の総額をいいます。

基本的機能

④－ii 効率的な運用管理



基本的機能の整備方針

④－ii－f ライフサイクルコストの縮減

**④ーii-f ライフサイクルコストの縮減** **重要度：A**

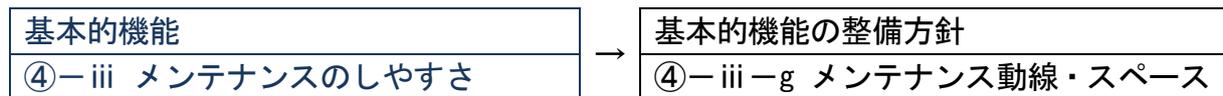
機能的かつ効率的な施設計画を進め、設計時の詳細検討により建設費（インシヤルコスト）の縮減に努めるとともに、建物のライフサイクルにおいて大きな比重を占める維持管理費、修繕費、更新費、光熱水費等のランニングコストをできるだけ抑制できるような施設づくりを目指します。

光熱水費については、各種省エネ機能の効果的な運用が可能となるよう、空調や照明等の設備を一元管理できるシステムを導入し、季節や利用状況に応じて最適なエネルギー使用をコントロールし、光熱水費の削減に貢献できるよう配慮します。

<b>整備する機能及び設備</b>	<b>④ーii-f ライフサイクルコストの縮減</b>
1 インシヤルコスト増＋ランニングコスト減＜ライフサイクルコスト 2 空調・電気・給排水設備は中央制御 3 自然エネルギーの活用 太陽光 自然通風 地中熱 地下水 等 メンテナンスにコストのかかる雨水は利用しない ろ過システムは採用しない	

**【基本的機能：④ーiii メンテナンスのしやすさ】**

設備のメンテナンスに支障がないよう作業動線やスペースをあらかじめ確保します。



**④ーiii-g メンテナンス動線・スペース** **重要度：B**

設備室や配線・配管ルート等、維持管理や将来更新が容易に行えるメンテナンスの動線及びメンテナンスのスペースを適切に確保します。

採用する資材や設備システムは、機能的で汎用性のあるものとし、将来の修繕等交換時の対応のしやすさに配慮します。

<b>整備する機能及び設備</b>	<b>④ーiii-g メンテナンス動線・スペース</b>
1 動線：市民動線と資機材搬入等メンテナンス動線は明確に区分 2 スペース：メンテナンス動線を確保した諸室の設計 作業効率性・安全性向上 3 機器・設備：特注品とせずに交換対応を主眼に置く	

**機能的・効率的な庁舎機能の配置図**

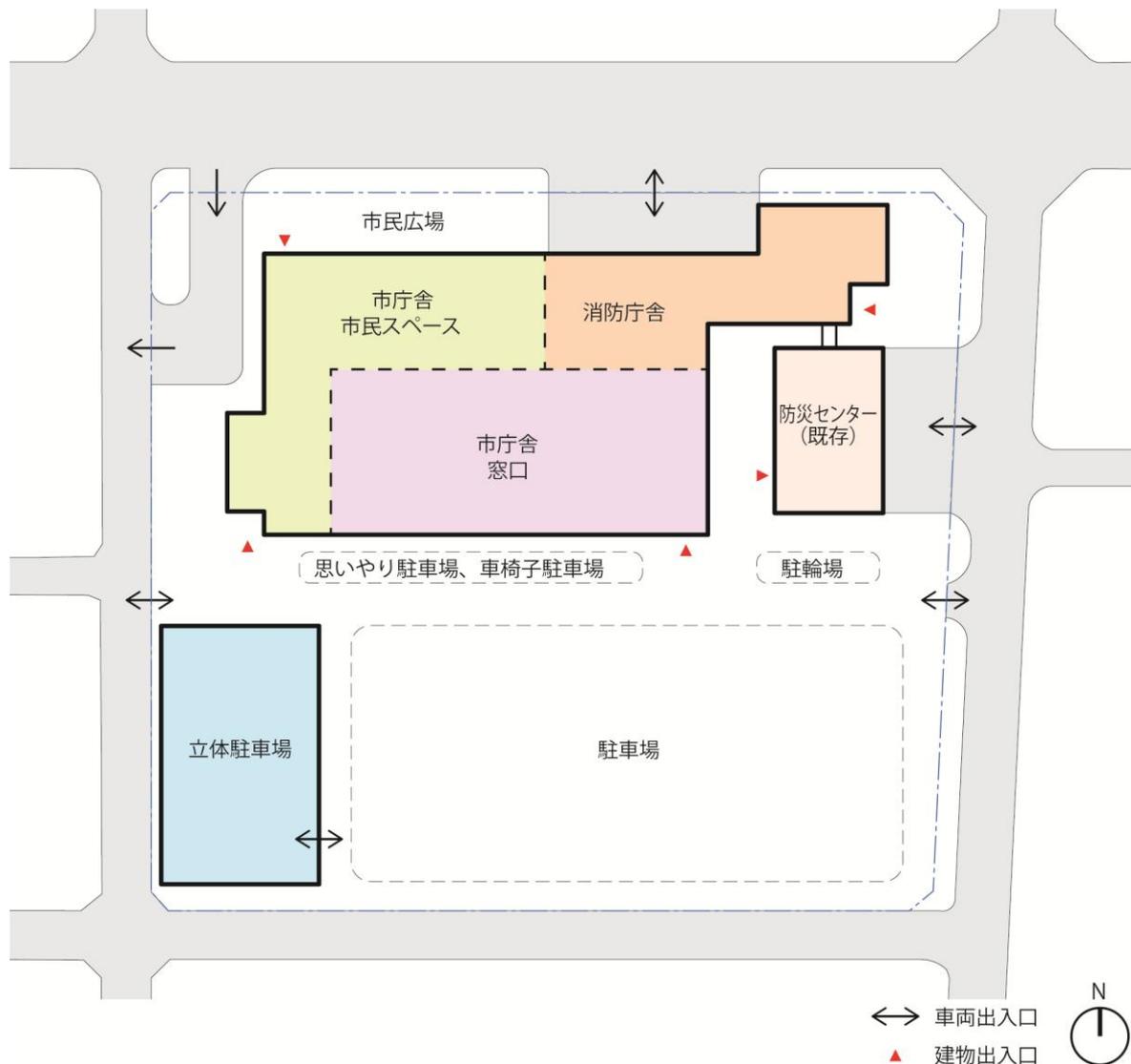
■ 4 事業計画

4-1 配置及び敷地計画

新庁舎は、現市庁舎及び現消防庁舎、並びにその他既存建物を避け、現北側駐車場に建設することとします。同時期に建設予定の新消防庁舎とひとつの建物として合築し、防災センターと連絡通路を設けることで、災害時にも迅速な意思決定のできる防災強化型の庁舎として計画します。また、市民利用の円滑化の観点から、立体駐車場の整備及び市内循環バスのターミナル機能の整備を実施します。

敷地概要

- ① 建設地 : 福井県敦賀市中央町2丁目1番地1号 (現 敦賀市庁舎敷地)
- ② 敷地面積 : 15,185.23㎡
- ③ 地域地区 : 用途地域 第一種住居地域  
 建ぺい率、容積率 60%、200%  
 防火、準防火 指定なし  
 日影規制 あり  
 ※ 測定面 : 平均地盤面からの高さ4m  
 ※ 規制値 : 敷地境界から5~10m/5時間、10m超/3時間



## 4-2 階の構成

新庁舎は、3つのラインにより明快な階構成とします。

### 【市民利活用ライン】

1階は、市民利用スペースと市民窓口を集約し、市民に利用しやすい計画とします。

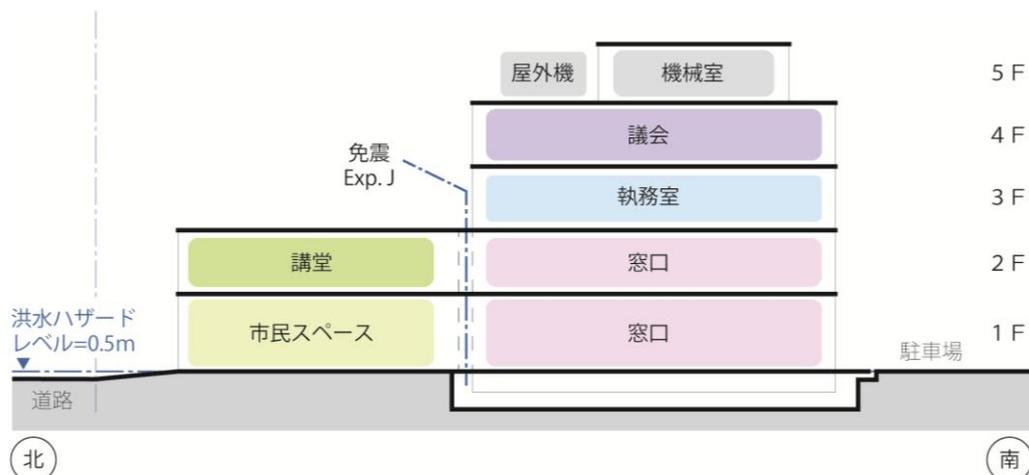
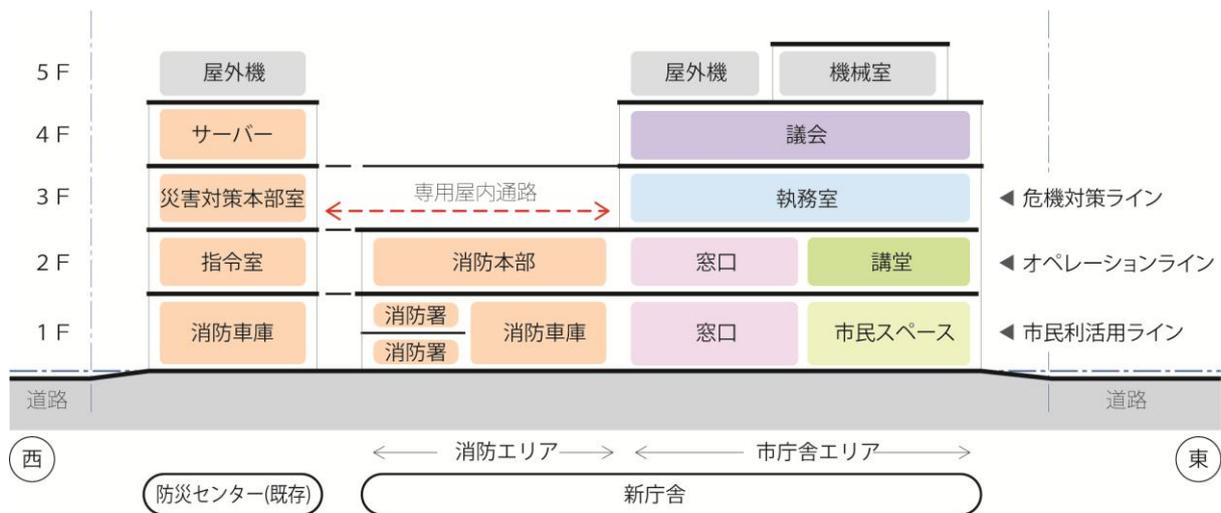
### 【オペレーションライン】

2階は、平時の際や有事の際も、市民の暮らしを守り続ける部課を配置します。

### 【危機対策ライン】

3階には市長部局を配置し、防災センター3階にある災害対策本部と専用の屋内通路で直結することで、災害時における迅速な意思決定を促します。

また、ハザードマップでは本敷地は洪水時に0.5m未満の浸水が想定されるため、1階をそれよりも高い位置に上げることで浸水対策を講じます。



### 4-3 各階のゾーニング

新庁舎の平面計画は、「第3章 新庁舎の基本的機能」に基づき、また消防庁舎及び既存防災センターとの一体的利用を最大限考慮した計画とします。

#### 5階

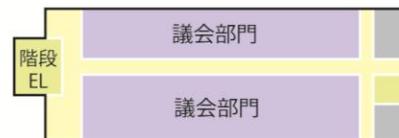
アクセシビリティの最も悪い最上階には、新庁舎に不可欠な設備室を集約配置し、効率的なエネルギー管理を行います。



5 F

#### 4階

議場を擁する議会部門を集約配置します。基本設計では、共用の倉庫・書庫などをこの階に配置する検討を行います。



4 F

#### 3階

市長部局および執務室を配置し、災害時には防災センター内の災害対策室との迅速な対応を可能とします。



3 F

#### 2階

インフラ関係など日常的な市民窓口ではない部課を配置する。講堂エリアは市庁舎講堂と消防講堂を隣接配置し、移動間仕切りによりフレキシブルな運用が可能な計画とします。

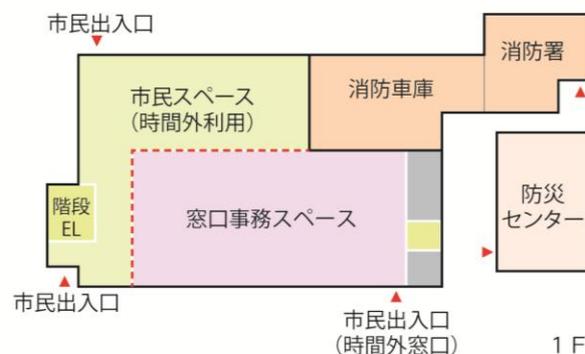
消防エリアはスムーズな出動と迅速な災害対応に配慮し、防災センターとの専用連絡通路を設けます。



2 F

#### 1階

北側、南西、南東に出入口を設け、どこからでも市民がアクセスしやすい計画とします。大通りに面して広く視認性の高い、時間外利用も可能な市民スペースを設けます。



1 F

#### 4-4 新庁舎の規模

基本構想の適正規模算定に従い 10,000 m<sup>2</sup>程度を基準とします。快適な庁舎利用に向けて、執務環境調査を通して書類量を現状の半数程度とし、基本設計段階において、倉庫・書庫の適正規模を算出するものとします。

##### (1) 新庁舎の規模

階構成、平面計画に基づき算出した各階の床面積を以下に集計します。新庁舎に導入する機能や設備の精査を進め、基本設計段階において確定することとします。

	市庁舎	消防庁舎
5階	800 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>
4階	1900 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>
3階	2050 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>
2階	2750 m <sup>2</sup>	1250 m <sup>2</sup>
中2階	0 m <sup>2</sup>	550 m <sup>2</sup>
1階	2850 m <sup>2</sup>	950 m <sup>2</sup>
合計	10350 m <sup>2</sup>	2750 m <sup>2</sup>

##### (2) 駐車場の規模

現敷地内の駐車台数は287台です。

来庁者	145台
公用車	92台
職員用	50台

新庁舎建設中は来庁者用駐車場が著しく減少するため、市民利便性を考慮して可能な限り大きな立体駐車場を整備することとします。本敷地は第1種住居地域であり、庁舎の附属駐車場である立体駐車場は2階建までが建設可能ですので、既存建物や新庁舎の配置を考慮したうえで、立体駐車場の最大可能規模は88台程度となります。

平面駐車場は、立体駐車場地を除き最大221台整備することができます。

詳細計画は、基本設計段階において確定することとしますが、現有以上最大309台までの間で整備することとします。

駐輪場及びバイク駐車場については、市民の利用しやすい場所に適宜計画します。

#### 4-5 新庁舎の事業費

基本構想における事業費は、概ね54億円としています。基本設計段階において引き続き検討する項目が含まれ事業費の確定に至っておりませんが、新庁舎に導入する機能や設備に応じ、追加事業費が発生する見込みです。

基本設計段階において鋭意精査を進め、事業費の圧縮に努めるものとします。

##### ① 庁舎建設に付随する諸工事費の追加見直し

基本構想段階では、庁舎建設費として同規模庁舎の建設費より算出しましたが、庁舎本体を建設するにあたっては、最低限必要となる付随工事と、策定委員会にて実施要望の強かった項目に関する工事が必要です。後者についてまとめると、下記E項目のとおり追加工事費が必要と見込まれます。

##### ② 必要経費の追加見直し

工事費のほかに調査や申請などに係る必要諸経費も発生し、下記F項目のとおり合算する必要があります。

A	市庁舎建設工事費(監理費含む)	47 億円
B	解体工事費、外構工事費	5 億円
C	その他経費(基本構想時想定分)	2 億円
D	基本構想時(A+B+C)	54 億円
E	その他追加工事	億円
	・ 地盤嵩上げ0.3m	円
	・ 液状化対策工事	円
	・ 受電系統複数化	円
	・ 地下水専用トイレ	円
	・ 吸水経路二重化	円
	・ H2One導入	円
	・ 立体駐車場	円
	・ マンホールトイレ	円
	・ 駐車場屋根付き歩廊	円
	・ 敷地内融雪装置	円
	・ 防災センター改修	円
F	その他経費(基本計画時追加分)	億円
	・ 立体駐車場設計、監理費	円
	・ 各種申請手数料	円
	・ 地熱利用可能性調査	円
	・ 立体駐車場地質調査	円
	・ 電波障害調査	円
	・ オフィス環境調査	円
G	基本計画時 追加分合計(E+F)	億円
H	基本計画時 必要予算 合計(F+G)	億円

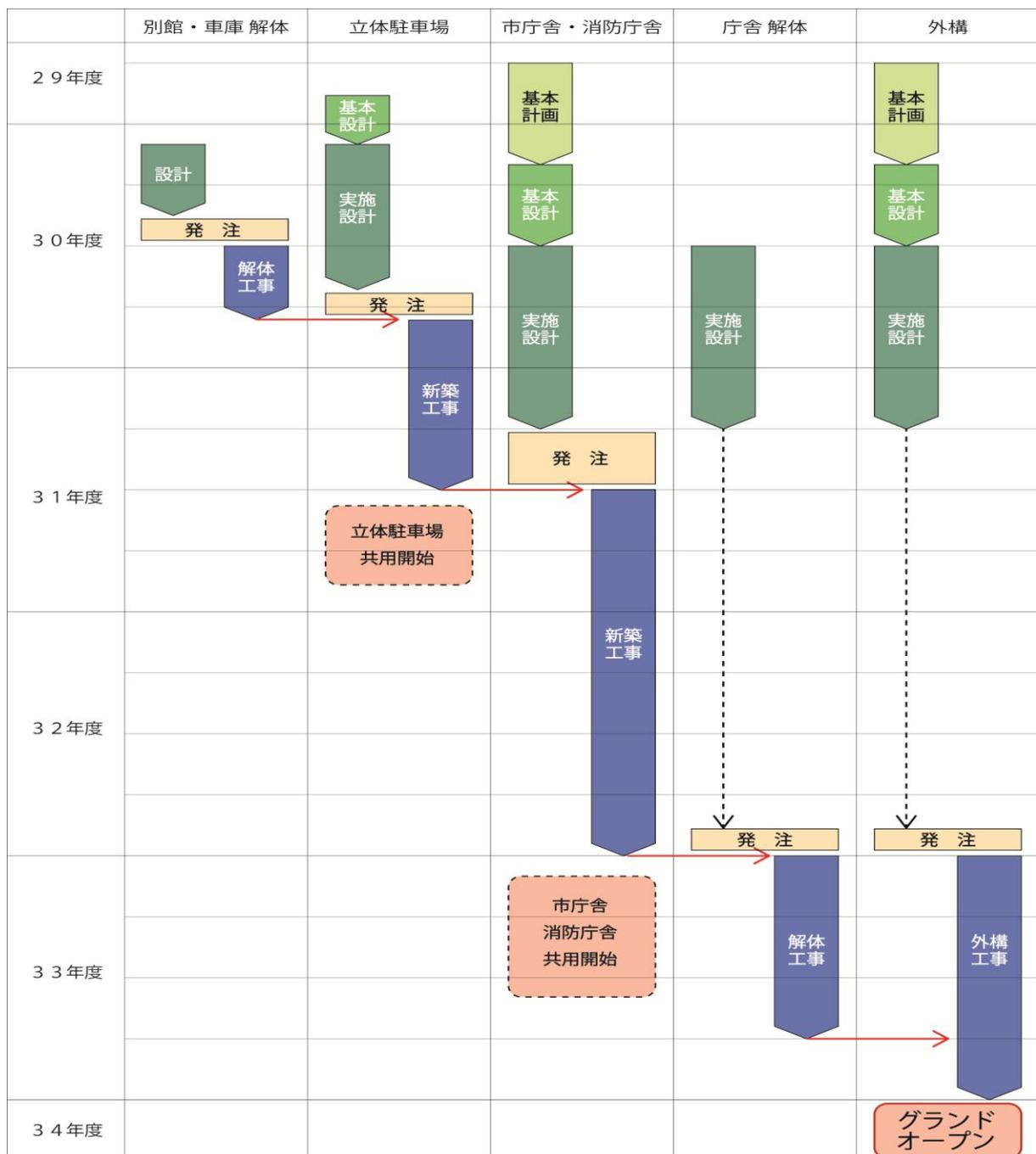
4-6 事業スケジュール

(1) 事業の進め方

庁舎建設の進め方は、地元経済と地元企業の育成の観点から「設計・施工分離発注方式（従来方式）」を採用します。現在物価上昇期にはなく、また大手ゼネコン各社の持つ特許工法などを採用しなくても十分合理的な計画が可能と判断されるため、工事発注時に競争原理の発生するメリットを最大限活用できる従来方式の進め方が適当です。

(2) 設計、工事スケジュール

新庁舎建設の財源である事業債（市町村役場機能緊急保全事業）の完了年度である平成32年度（2020年度）末までの新庁舎建物の整備を目標とし、付随する諸工事を考慮して以下のスケジュールで進めることとします。



## ■ 5 基本設計へ引き継ぐ事項

---

---

### 5-1 機能における引継ぎ事項

---

基本計画において確定に至っていないものは次のとおりです。基本設計において確定します。

- ・ドクターヘリ発着場
- ・建物構造
- ・フィルトリングシステム
- ・液状化対策
- ・上層階食堂の設置
- ・再生可能エネルギー・省エネに係る先進技術の導入範囲
- ・

### 5-2 周辺道路計画

---

敷地周辺道路の整備に関し、敷地出入口を含めた動線の安全性を担保する目的で検討します。

### 5-3 意匠

---

意匠に関し、基本設計初動の段階において、学生ワークショップの検討結果からエッセンスを抽出し、デザインコンセプトを設定します。